

平成29年第2回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成29年 6月 6日
本日の会議 平成29年 6月 7日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

9番 西岡 克之 議員

10番 岩永 政則 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時00分

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから、本日の会議を開催いたします。

まず日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。なお、質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、饗庭敦子議員の①住民参加のまちづくりについて、②町職員の生産性向上についての質問を同時に許します。

5番饗庭敦子議員。

○5番（饗庭敦子議員）

皆さんおはようございます。昨日より梅雨入りしまして、今日は雨でございますけれども、本会議の1番ということで、心晴れやかに頑張りたいというふうに思います。新年度になりまして執行部側も体制が変わられており、女性部長が誕生したことが非常に嬉しく思います。我々議員の方も委員会構成も変わりまして、また初心に戻って頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。それでは質問に入ります。

①住民参加のまちづくりについて。少子高齢化が進む中で、本町におきましても高齢化率が徐々にアップし、高齢化による様々な課題が出てきております。更に、新たな団地の造成や大型商業施設の開店、長与中央橋の開通に伴う交通事情の変化など、町を取り巻く環境は大きく変化しており、併せて、住民のニーズは一層多様化してきているのが現状でございます。このような中で、町の課題を解決し皆さんの要望に応える行政施策、効果的な施策をスピーディーに実現していくためには、多種多様な意見を調整し、多くの町民が参加してのまちづくりが強く望まれるところであります。長与町第9次総合計画の中で計画の推進方策が示されており、町民参加による協働のまちづくりにつきましては、本計画はまちづくりの主役である町民の皆さんとともに進めていくことが基本です。そのため、きめ細かな情報発信を始め、多様な参画の機会を設けるなど、協働のまちづくりを展開しますとされています。この計画を始め、長与町には30以上の町の計画が有り、さらに40以上の審議会、委員会が住民の声を行政に届ける仕組みとしてなっております。しかしながら、計画を策定する上で住民の意見が十分に反映されているのでしょうか。委員会での内容は政策にどのように反映されているのでしょうか。また、計画された政策にどのような形で住民の声が加味されているのか不透明でございます。そこで、住民参加の視点から以下の質問をいたします。1、まちづくり提案箱についてお伺いいたします。2、ほっとミーティングについてお伺いします。3、パブリックコメントについてお伺いします。4、まちづくり基本条例についての長与町の考えをお伺いします。5、住民参加、住民からの御意見により予算に反映してる事案があるかどうかお伺いします。6、各種委員会、審議会の意見は政策にどのように反映されているのかお伺いします。

②町職員の生産性向上について。4万3,000人の人口を抱える長与町は職員増員

の予定ではありますが、人口に対して非常に少ない職員数で町としての運営を行っている事は高く評価しているところでございます。しかしながら、一方では国や県の施策に即応した施策の推進や厳しい予算の中での計画実践、声高に叫ばれる防災の施策の展開、より質の高いサービスの提供など、強く求められております。その中で多くの実務を効率よく効果的に進めて職務の生産性向上に努めなければなりません。役場は人に頼る業務でもあるというふうに認識しておりますが、限られた人員の中で人材活用は行政の喫緊の課題でもあります。人材の育成、適材適所の活用に向けて一層の人材ブラッシュアップが期待されているところですが、町として職員の皆さんの生産性向上に向けて、どのように対応されているか、以下の点についてお伺いします。1、職務ローテーションの基本的な考え方についてお伺いします。2、専門人材の活用についてお伺いします。3、パート、派遣職員の職務能力向上はどのように行われているか伺います。4、超過勤務による職員の意識減退などが発生していないかお伺いします。5、変わらば計画による職員の意識変化はどのように捉えているかお伺いします。以上、質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして、皆さんおはようございます。今日、議会の最初の質問者はレディーファーストで饗庭議員の質問でございます。お答えをさせていただきたいと思っております。

1番目1点目の御質問でございます。まちづくり提案箱は町民の皆様から町政について日頃から思っている事あるいは感じている事など、そういった忌憚のない御意見、御提案をいただくために、平成25年から町内公共施設6か所に設置をしております。御意見、提案の内容につきましては公共施設の改修、道路、河川に対する改修、また町政に対する御意見、職員の窓口対応についてなどが主な内容の記載でございます。提案いただいております御意見に対しましては全て目を通します。氏名が書かれているものにつきましては、御本人へ必ず回答をしております。対応出来る御意見につきましては、すぐに対応し、対応は難しい御意見については所管課と協議を行い、なぜ出来ないのか、何が問題なのかなどを丁寧に説明しているところでございます。そして今後とも、いただいた御意見を出来る限り迅速に、まちづくりへ反映していく所存でございます。最近では、このまちづくり提案箱への提案も徐々に増えている傾向でございます。

次に2点目のほっとミーティングの件でございます。町長が地域に出向いていきまして、行政報告を行い、地域の方の課題等々について、地域の方と意見交換を行いまして、町政を身近に感じていただくために、この町長就任以来ずっと続けておるわけでございます。各コミュニティを始め、自治会あるいはサロン等の高齢者団体、子育て世代、県立大学シーボルト校の学生など、様々な各界の方々との意見交換を行って来ておるわけでございます。ほっとミーティングで頂戴しました御意見につきましては、所管課に指示を出しまして、対応出来る所は対応するようにしております。以前のほっとミーティ

ングにおきましては、関係部長等々同席させておりましたけれども、どうもかしこまってしまうというような事のでございましたので、ざっくばらんな意見が出やすいように、昨年度ぐらいから少人数で行うようにしております。また、まちづくり提案箱とほっとミーティングの主な内容を町民の皆様方にお知らせするために、可能な限り広報紙及びホームページに掲載をするようにしております。

続きまして3番目の御質問でございます。このパブリックコメントは基本的な政策計画を決定する過程におきまして、事前にその内容を広く公表し意見を求め、提出された意見を参考に政策などを決定する、それと共に提出された意見に対する考え方を公表する制度でございます。まちづくりにおける重要施策の意思決定過程への町民の皆様への主体的参画を目指す、そういった取組であると捉えております。本町では、町民のまちづくりへの参画を促進するために、長与町協働のまちづくり基本方針におきまして、町の主要計画策定に際しまして、町民の意向把握と主要施策への参画を図るために、そういう目的で原則としてアンケート調査あるいはワークショップ、あるいはパブリックコメント等を実施することにしております。近年では第9次総合計画、公共施設等総合管理計画等におきまして、このパブリックコメントを実施してきたところでございます。

次に4点目のまちづくり基本条例についての本町の考え方の御質問でございます。まちづくり基本条例につきましては、通常、自治基本条例とも言われ、協働のまちづくり条例など名称は様々に使われております。内容は概ね、住民、議会、行政それぞれの役割と責務、自治体運営の基本原則あるいは住民の参加と協働など、地方公共団体の運営全般に渡る基本理念あるいは基本原則を明らかにするものとして作られているものでございます。本町では平成19年11月に協働のまちづくり推進懇話会、こういったものを設置しました。その中で10回に渡る議論を経まして、平成20年11月に「協働のまちづくりのあり方について」の提言を受けました。その中には協働活動を一層高めていくには、町全体の協働方針を策定しまして、住民と行政関係職員への啓発や情報発信をすることが喫緊の課題とそういうふうになりました。その事を踏まえ、新たに協働のまちづくり推進会議を作りまして、6回に渡る審議及びパブリックコメントの結果を受け、協働のまち、目的あるいは基本原則、具体的手法等を示した協働のまちづくり基本方針を平成24年3月に策定したわけでございます。この過程におきまして、まちづくり条例の必要性につきましても議論がなされ、協働につきましては条例有りきではなく、現在取り組んでいる施策を充実していく事が必要であると、理念条例ではなく実務的、政策的な基本方針として策定した事は良いんじゃないかというような事のでございました。その後も、まちづくり基本条例の県内や全国の動きを注視しながら、この基本方針に基づき取組を進めているところが現状でございます。

次に5点目の住民参画、住民からの意見の予算反映事案があったのかどうかということでございます。本町では目指す将来像につきまして、そういったものを実現するために、最上位計画でありますところの第9次総合計画に基づきまして、様々な施策を展開

してまいりました。この第9次総合計画の策定に当たりましては、まちづくりに関する町民意識調査というものを行いました。その結果を計画案に反映するとともに、総合開発審議会での御意見、答申を踏まえ、また、パブリックコメントを実施するなど、町民の皆様方の御意見を取り入れるようにしてきたわけでございます。具体的な事業の実施につきましては、毎年ローリング方式による実施計画を定めまして予算に反映をしている他、事業を進める中で町民の皆さんの御意見を参考に、その有効性等につきまして事務事業評価を行い、次年度の予算、そういったものへ繋げておるところであります。こうしたことから、多くの事業につきまして町民の皆さんの御意見を反映した予算になっているものと町としては考えております。

次に6点目の各種委員会、審議会の意見を政策へどのように反映しているのかというような御質問でございます。各種委員会につきましては、多くの委員会がございます。地方自治法に基づく附属機関として設置するもの、そういうものの他に、行政運営上の意見聴取、情報や政策などに関して助言を求める場として設置しているものもあるところでございます。委員の構成といたしましては、各種団体の代表あるいは学識経験者を始め、広く町民の皆様方に御参加をいただいております。1つ例を挙げますと、まち・ひと・しごと創生推進会議というのがございました。いわゆるこの時には、産官学金労言といった様々な分野に精通された方々に御参画をいただきまして、本町の総合戦略の策定に当たって御審議をいただいたわけでございます。その中で具体的な施策等の提言もいただきました。これを盛り込んだ形で素案の修正を重ねながら、総合戦略を策定してきたところでございます。各種委員会等はそれぞれの設置条例等により、審査、審議、調査等その役割はそれぞれ異なりますけれども、担任する事務について審議し意見を具申する旨を条例等の目的として定めております。また、先程申し上げましたまち・ひと・しごと創生推進会議のように、多くの方々の参画を得るような手続きにより、各種計画や政策に御意見を反映しているところでもございます。

続きまして、2番目1点目の職務ローテーションの基本的な考え方、つまり町職員の生産性向上についての御質問でございます。本町の職員につきましては、入庁して10年程度の期間は可能な限り、性格的に異なる複数のセクションを経験してもらおうと。組織及び職員個人双方において、その適性を見極める時期と位置づけております。それを受けまして、その後は異動歴と職員の能力や適性、意向等を総合的に考慮しまして、職務範囲をある程度限定し、専門化した人事ローテーションの実施を可能とする時期としまして育成指向の人事ローテーションを基本として作っておるところでございます。

次に2点目の専門人材の活用という事でございます。現在、多様化する住民ニーズや専門職員の配置が義務化されました事業に対応するために、本町におきましては保育士、保健師、作業療法士、社会福祉士、管理栄養士等の他、土木技術系の専門職員を配置しておるところでございます。例えば保健師や社会福祉士等の専門職員につきましては、その専門知識や能力を活かし、健康教育、保健指導など疾病予防や健康増進に係る公衆

衛生活動を始め、相手との信頼関係を築きながら障害者への日常生活支援、生活保護など生活困窮者の相談支援、地域包括支援等を行っておるところでございます。また、介護予防に係る事業の実施や地域ケア、総合的な相談等の生活支援や成年後見人に係る権利擁護等、それぞれの専門性を生かした業務を行っておるところでございます。その他、長崎県警察や県市の徴税吏員経験の方を危機管理専門員あるいは収納推進専門員としまして地域安全課や収納推進課に配置をいたしまして、それぞれの専門業務に当たっていただいておりますのが現状でございます。また、再任用者につきましても専門的な技能をそれぞれの職場で活かしていただいておりますところでもあります。

3点目のパート、派遣職員の職務能力向上の御質問でございます。臨時職員を雇用する所管課では採用時期や採用期間がそれぞれ違う事、あるいは臨時職員の業務が正規職員の指揮監督の下、業務の補助としての位置付けである事から、職員と同様の職務能力向上のための研修というのは行ってはおりません。しかしながら臨時職員におきましてはそれぞれの所管課におきまして、その業務に必要なスキルなど業務の実態に応じた指導や研修を行う事でスキルアップを図り、正規職員の業務の補助、補完として担当職員の業務量の軽減、業務の効率化に寄与をしていただいているというところでございます。

次に4点目の超過勤務が直接職員の意識減退につながっている事は現在のところ無いと考えております。しかしながら、時間外勤務の状況に鑑みますと、職員のスキル不足や慢性的な長時間労働などを起因としまして、効率化が停滞する中、そこに新たな業務が加わる事で、労働環境の悪化が繰り返すなどの悪循環に陥っているケースもあろうかと思っております。この状況を放置いたしますと、効率化や行政改革の足かせとなるばかりではなく、職員の健康被害による生産性あるいは士気の低下に繋がる事は、懸念される所でございます。今後とも職員の増員や配置により、負担軽減に努め、職員の士気の低下や健康を損なう事が無いよう良好な職場環境の促進を図ってまいりたい、そのように考えております。

次に5番目の変わらば計画による職員の意識変化でございます。この変わらば計画につきましては業務改善活動として行っているわけでございますけれども、全部で70の提案がっております。提案をカテゴリー別に分類し、全庁的な取組が必要な提案につきましては、職員提案審査委員会におきまして審査を行い20提案の内、2件を職員提案として採用をしております。その他、提案を受けて実施したものが3件、全庁的にも効果が出て来ているのではないかなと感じております。残る改善活動では、実施出来なかった事例を除き43の提案の取組を行っております。提案自体のレベルの差を感じる所はあります。けれども、業務改善に繋がる提案がなされた事は、職員が改革意識を持ち、意識や行動を変えるきっかけとなっているものと感じております。また他の部課におきましても実践出来そうな事例につきましては、情報の共有化を図る事で職員間での生産性向上や士気の高揚にも繋がって来ていると思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それでは、再質問に入りたいと思います。まず、まちづくり提案箱のところですけども、広報としては広報紙、ホームページに掲載しているという事でしたが、ホームページの掲載が、私が一般質問を出す前は平成27年度の実績になったままになっておまして、私の一般質問が届いたかなという頃にはホームページが平成28年に変更だったので、そこで気付かれたので、気付いて変わった分は良いかというふうに思いますけれども、やはりリアルタイムですので、年度が変わったら必ず更新するとか、その情報源としては広報紙、ホームページとも限られたものでありますので、そういうふうに考えていただきたいというのと、そういう中に意見が掲載されてるんですけども、日付がなく、中には26年度の何とかと書いてあるものも有りますし、そういうものも、どういうことで何を伝えたいがためにホームページに掲載しているのかという点をお伺いします。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

ホームページの更新が遅れた件はお詫び申し上げます。それと、意見としては主な意見として取り上げてるんですけども、そちらの方も件数同様にちょっと更新が遅れますので、そちらの方を早急に更新したいと思います。すみませんでした。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

早急に更新していただいて、その更新を問題にしてるわけじゃなくて、広報自体そのものが周知が出来てるのかと。その提案箱を知ってる方もいらっしゃいますけれども、それって何かと聞かれる事も結構多いので、直接なかなか役場まで行って意見は言えないけど何か言いたいけど、でも分からないという事もあるので、広報自体どう考えられてるのか。それと併せて設置場所は先程6か所と言われたと思うんです。広報紙にも載ってたので書いてありますけれども、その設置場所で十分なのか、分からないという方も含めて、もっと広報を広げて行って、今もう始めて平成25年からという事がございますので、4年目にかかっているかと思うんです。ずっと同じ方法では伝わって行かないのではないかと思うんですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

その広報の件につきましては、もっとスパンを短くしてリアルタイムで更新をして行きたいと思います。後、設置箇所につきましては、長与町役場とコミュニティの拠点で

ある長与公民館、ふれあいセンター、上長与公民館、多目的研修施設、南交流センターの6か所に設置をしております。一応コミュニティの拠点ということで。後、役場の方に設置してるということで、一定の充足はしていると思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

一定の充足が何を以ての一定の充足かなという点がちょっとありますけれども、提案箱によって町民の方の御意見をいただいて、それを活かしていくということでしょうけれども、何件かまちづくりに活かしましたというお話がございましたが、もっともっと広報して、より皆さんの意見を広い範囲で聞けるようになると良いかというふうに思います。次のほっとミーティングなのですが、平成24年に第1回をされて20回実施されてますが、その成果をどんなふうに分析されているのかお伺いします。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

基本的にはほっとミーティングというのは意見の提案というか意見交換の場ということにはなってるんですけども、実際は陳情とか要望といった意見の方が多くなっております。そこで頂戴した意見は、町長の答弁にもありましたけれども、所管課の方に指示を出して対応するようにしております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

陳情、要望が成果という事が、ちょっと理解出来ない所ですけど、そこをもう1回再度聞きたいのと、もう1つ、その住民の方からの申し入れがあつてされているのが多いかと思うんですが、規定には町から団体に申し入れてする事も出来ますよというふうに書いてあつたかと思うんですが、町側から提案してした件数というのは何件ぐらいありますか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

具体的な成果なんですけれども、遠距離通学の申請方法が毎月、定期券の写し等を提出しなければいけなかったという事で、そこを毎月提出から年2回の提出に緩和されたとか、道路の補修であつたりとか河川の改修であつたりとか、そういった要望についても改善されているかと思えます。それと、回数は町からの申し出でした分につきましては4回です。今年度1回してますので合計で21回開催してるんですけども、その内の4回が町の申し出でしております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

4回されたという事ですが、5月27日にイオンタウンがオープンしたかと思うんですけども、それによって町内の事業者の方とのほっとミーティングというのはされたんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

町内事業者とのほっとミーティングはしていません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

こういう大型事業に関しては、やはり住民の意見を聞く事も必要かなというふうに思うんですけども、組合施行という事はお有りかと思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

確かに商工業者とも必要だったのかなとは思いますが、そういった心配をされている商工業者からの申し出というの、そういった話も全然なかったの、敢えてうちの方からアクションは掛けておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ほっとミーティングとかまちづくり提案箱という形としてしてはありますが、商工会の人達とはお酒を飲む機会もございます。商工会の方々の会合もございますし、長与町の若い商工会の方々の話をする機会も別途取りました。そういう中で、皆さん方の忌憚ない御意見を聞いたりとかするような形にしております。あくまでもこれ、まちづくり提案箱、ほっとミーティングにその事が無かったというだけで、他の所ではまたそういった機会を持って、出来るだけ皆さん方の御意見を聞くようにしております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非積極的に聞いていただければというふうに思います。続いてパブリックコメントなんですけれども、この長与町公共施設総合計画の時も行われたかと思うんですが、こ

の期間が19日間しかなかったかというふうに思うんです。この期間とか周知方法が十分だったのか、出てきたパブリックコメント数も少なかったと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

公共施設等総合管理計画、これにつきましては本年3月3日から21日までという事で19日間実施をいたしました。概ね2週間から1か月ぐらいを標準というふうに想定をしております、期間としては一定準備が出来ていたものと考えてます。方法といたしましては広報、それからホームページにパブリックコメントを実施する旨、その趣旨、意見を募集する案件内容等をお示しいたしまして、計画本体自体はホームページへ掲載する他、町内の5つのコミュニティ拠点の施設に設置をいたしまして、メールですとか郵送という形で御意見を求めたところがございます。御意見は結果的に2件という事でもございました。その内容として、なかなかこういうふうな包括的な計画というものには御意見がなかなか出しづらいという面も、そういう傾向にあるのかなというふうに考えております。御意見の1つは図書館に関するもので、具体的な建設計画を出すべきじゃないかという御意見でございましたが、この計画自体が町の全体的な方針を示すというものでございましたので、それについては個別に今後対応するというふうに回答したところです。例えば図書館で申し上げますと、図書館の基本構想を策定する中で御意見をいただいている、パブリックコメントを実施いたしております。その際には57件という件数もございましたので、やはりテーマが絞られた中でパブリックコメントを実施する、そういう計画であると御意見が多く出る傾向にあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

周知期間は妥当かどうか。

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

周知期間については妥当であったと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

非常に短いかなと思うんです。広報紙は最初の第1水曜日に配布して、そして自治会に渡って自治会から配布して、その後に各家庭の手元に届くという辺りでは、3月3日に公募してその分で配布をしていくと、もう届いた時に後何日かだよというふうになるのかなと思うんです。それと、今言われたようにすごくこの計画自体難しいので、このままこれを見てから、なかなかパブリックコメント出来るのかなというのがあるので、

実際パブリックコメントというものが、パブリックコメントしましたよ、住民の意見は聞きましたよというふうになってるのではないかというのをすごく危惧してる所なんです。だから、住民の意見を聞きましたよ、だから出したじゃないですかというふうにならざるを得ないような状況かなというふうに思うんです。そうなので、リアルパブコメというのを聞かれた事あるかどうかなんですけれども、やはり事前にそういう場を設けて説明をする、そこでパブリックコメントをいただくみたいな方法もしてある自治体もあると思うんです。そういうふうにしないと、ずっと少ないまま、いつもパブリックコメント少ない。前の質問の時も私は聞いたかと思うんです。かなり少ないと。でも意見は聞いたと言われるので、それでは意見を本当に聞いた、住民参加という点では全然住民参加になって無いのではないかと私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

結果的に、意見公募手続でお寄せいただいた意見が少なかったという事につきましては、おっしゃる通りでございます。そもそもパブリックコメント、意見公募手続という言葉を使いますが、これは国の行政手続法に規定されております行政手続法に基づく意見公募手続というものに準拠して実施をしてると、全国的にそういった形になっております。実はこれはどういったものが対象になるかと言いますと、命令等、政令、府省令等、審査基準、処分基準、行政指導指針。町で申し上げますと、これは条例で言うところの権利を制限し義務を課すというような条例につきましては、やはりこの意見公募手続、国に準じて30日以上という規定がございます。それじゃないから短くて良いよと言うつもりは毛頭ございません。ただ、そういった場合が厳格に30日以上を設ける必要があると思います。ただ、作業の工程と言いますか進捗によりまして、年度内の策定というような制限もございました中で、結果的に3週間弱しか取れなかったという所は、ちょっと反省すべき部分だと思います。工程の管理を十分やるべきだったという反省はございます。ただ短くて良いやと最初からそれを以てパブコメを経てますと、そういうある意味アリバイ作りというような形での考えは無かったという事は御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

それは無かったって言われるのであれば、新しい方法をやっぱり考えていかないと、住民の意見は反映出来ないのかなというふうに思うんです。今回その住民参加という事で、住民の意見をどんだけ反映してるかという所をお聞きしたいというふうに思っているので、そのリアルパブコメというのは本当にその説明をして職員の方が出向いて行って、住民の方に意見を求めて、その中から後でパブリックコメントをいただくという方

法かというふうに思うんです。そういう方法も是非考えていただきたい。形骸化しないようにしていただきたいというふうに思います。

続きまして、まちづくり基本条例、自治基本条例と同じ面も有るし若干違いも有りはするんですけども、同じという形で、今回出したのは平成25年6月で、その時自治基本条例と出てましたが、今後前向きに研究して進めて行くと言われて4年経過したんですけども、先程の話の中では全然その基本条例は、協働のまちづくり何とか会でしたかね、いっぱい会が有ったので要らないというふうに感じたんですけども、そういうふうな理解で良いんでしょうか。25年6月にしていったこの4年間の経過というのは、どんなになってるのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

これまでの自治基本条例、若しくはその方針の検討した過程は、先程町長の答弁にあった通りでございまして、まずは平成19年の10月から1年かけて、長与町協働のまちづくり推進懇話会というもので、効果的な協働を進めていくためにはどうしたら良いかという検討を実施いたしました。公募委員5名、それとコミュニティ代表6名の計11人の委員の皆さんに検討いただいたんですが、ただその中で住民の皆さん、若しくはその行政職員、私どもも含めまして、協働が一体何なのかといった共通認識が全然出来ていないというところで、非常に懇話会での議論は困難を極めたという事がございました。結果的にまちづくり協働推進指針の策定が必要であるという具申を町長宛てにいただいたという事でございます。それを受けまして推進会議で議論をして、現状の基本方針が策定されたというところでございます。この間、そしたら条例について一切検討してないのかという事でございますが、実は第8次総合計画、この中には条例という表現がございます。先般策定いたしました第9次においては、その部分は落ちております。これはどういう事かと言いますと、この段階におきまして条例では無くて今後もこの方針で行くんだという事を改めて検討した結果、条例という文言を落としたという事でございますので、そういうふうに御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

条例は町民参画を保障する必要があると思うので、必要かというふうに思ってるんです。なので私が聞きたいのは、この条例を今からまた研究して作りたいと思ってるのか。言われるように、まちづくり懇話会いろいろあるので、それで十分なので作らないと言ってるのか、その部分だけ再度確認。作るか、作らないかを教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

失礼をいたしました。基本条例につきましては、町長の答弁の中に有りましたとおり、理念条例という言い方もございます。ある意味、住民の皆さんと一体として取り組んでいくんだという理念とか姿勢をお示しするというものであります。過去の経過を見ますと、協働が一体どういったものなのかというところから、やはり丁寧に住民の皆さんと行政、子どもと一緒に勉強しながら進めていく必要があるという事で、マニュアル的なものとして基本方針を策定をいたしておりますので、今後もこの基本方針に沿って進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

作らない方向という事で理解したら良いのかなと、今のところはですね、思いますが、町民参画を先程から言ってるように、より参画してもらうためには町民にも保障する事が必要じゃないかなというふうに思っておりますので、また今後も注視しながら質問していきたいというふうに思います。次の住民参加によって反映してる事案という事で、いろんな形で予算に反映してるというふうに答弁があったかと思いますが、その中の1つで良いですので事例を教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

いろんな事務を進めていく中でも住民の皆様の声、要望等もございます。こうしたもので同じような御意見をほっとミーティング等でもいただいておきまして、例えば子ども医療費について、これはアンケートを実施した結果もニーズが高かった事。それから、他の自治体の例等も引き合いに直接住民の方からの要望もあった事、そうした事から28年度の4月から小学生への拡大という事で予算化をしたところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

住民の意見によって予算化に繋がったという事かと理解したいと思います。もう1つは、これも他の自治体なのであれなんですけれども、予算案を編成過程、予算要求、皆さんがされる過程を公開して、その段階から市民にパブリックコメントを求めていく、その後、予算を作成しているという自治体があるんですけれども、そういうふうに予算の段階で我々議員も一緒ですけれども、予算を要求する段階というのがなかなか見えない、なかなか分からない。決算審査して予算に繋げていただく事ではありますけれども、実際見えない部分がたくさん有るところでは、大きくこの予算編成過程を考

え直し、そこにパブリックコメントそして本当の住民参加というものが出来るかと思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

予算編成する時にはいろんな手続きを踏んでやってきております。皆さん方の方にも、いろんな意見の中で、この一般質問の中でも、これやりましょうと、これは出来ませんというような答えをしてると思うんです。そういう中で実際行ってきておまして、例えば、一般質問の中から長与町は公園が有るけども遊具が足りないと、遊具を作ったらどうかという質問を受けました。それを受けまして、やっぱり遊具を作るという形でした。だからこういった形でいろんな機会、いろんな部分を含めて予算というのは編成されていくもんだらうと思うんです。だからパブリックコメントである事も1つの方法かもしれませんが、今議員が言われた事も踏まえまして、今後こういった形が良いのかという事も、やはり研究材料の1つになろうかと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

これは今すぐに出来るような問題ではございませんけれども、そういうふうに意見を取り入れながらしていく、住民参加を基にまちづくりを進められておられるので、是非検討していただきたいというふうに思います。時間もあまり無いんですけれども、委員会の分では1点だけ、委員会が住民参加を目的としてたくさんの委員があって参加されてる事は非常に良いというふうに思っておりますが、同じ方が重複してる事も結構多いし、長期間というのも多いかと思うんですけれども、その辺は規定を作るなり何かする必要性があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

重複してる方、前も答弁をさせていただいた事もあるんですけど、多い方で8つ重複されてる方いらっしゃいます。それに比べて1つだけとか2つの方が約9割を占めておまして、3つ以上というのが1割でございます。今、委員会等、結構、例えば附属機関、個別の条例予算、各種委員の中から挙げますと56機関ぐらい、今のところ審議会、委員会が有るようでございます。その辺多いか少ないかは判断出来ませんが、各審議会、委員会とも、それぞれ調査審議でそれぞれ目的を持ってしているかと思っております。しかしながら、まとめて統合しても良いような委員会等有れば、これから考えて、その辺を考えていきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

規定が必要ではないかとお伺いしたので、規定があるのかどうかを答えていただいたのと、もう1点、いろんな委員会があつて今答申も有るというお話だったんですが、答申後どんなふうに進めてるかというところでは、まだまだ関心がある新図書館に関するものが委員会で答申されて、答申後はどのように進めているのか、そこを教えてください。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

規定の件ですが、こちら附属機関条例というのが長与町にもございますので、これに基づいてそれぞれ設置をしているという事になります。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

新図書館の関係でございますけど、これまで一般質問で議員各位からいろいろ質問をいただいております時に答弁いたしました通り、ちょっと今は事業に優先順位等々もございまして、答申をいただいたにも関わりませず、取りかかっている状態でございます。申し訳ないとしたか、この場では、すみません。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

せっかく委員会で住民の皆さんからの答申という形になってるかと思しますので、是非進めていただければというふうに思います。次の町職員の生産性向上についての所で、最初の職務ローテーションの所なんですけれども、この人事評価もされてるかと思うんですけれども、人事評価とローテーションの関連というのはどんなふうになっているのか教えてください。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

人事のローテーションにつきましては町長答弁の通りでございますけど、人事評価等につきましては、一応、A評価、B評価、C評価有りますけれども、総合的に見ましてC評価となった時には、例えば、その所管でその方の適性が合っていないとかありますので、その辺を勘案しまして異動を考えると、そういう感じで考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

人事評価はなかなか難しいかというふうに思うので、分かりやすくするためには、昇任研修とか昇任試験とか目に見えて分かるようなのを入れると、モチベーションが上がるのかなと私は思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

だいぶん以前にも昇任試験をするかどうかという話もあったようにお聞きしております。しかしながら、昇任試験自体が人事をして生産性向上に当たるのかといえば、そうでも無いかと私は考えておりますというのも、意外と職員の中には昇格をしなくて良いとかいう考えの方もいるかもしれないです。その方を昇格を上げたいという事であれば、昇任試験を無理やり受けさせるとか、そういう形になるかと思っておりますので、私どもは、その人事評価、それと職務の職制、適性を十分勘案しながら、それぞれ昇格昇任、昇格昇給をさせていくのがベストだと考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

昇任したくないという人は昇任試験をすると受けないわけですから、明確になるのかなとちょっと思ったんですけども、行わないという事ではございますが、人事評価で異動するのに当たっては、1年で異動されたり3年で異動されたり、いろいろあるかと思うんですけども、その辺はやはりこう基準というものがあって、それに見合わせてされてるのか、再度確認します。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

人事異動をする時に、まず町の方では人材育成基本方針というのを作っております。その中には、一応10年のサイクルでその中でいくつか動かすとか、我々で言ったら3年おきぐらいには動かしたいとか、そういうのを一応マニュアル的には作ってるんですけど、いざ異動と考えた時にそれがもうそのまま当てはまるかという当てはまらない所も多々出てきます。その専門性もありますし、後はもうそこで希望も取って、そこでまだ居たいという方もおりますし、今から能力とかそういった意欲とか、そういったのも大事ですけど、今メンタルの部分が結構ございまして、その個人の性格というのも、加味していかなくちゃいけないかなという事で思っておりますので、マニュアル自体は持っております。3年を一応周期という事で考えております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そしたら、次、専門人材の所ではいろんな資格をお持ちの方は専門的に入っておられるという事なんです、私が聞きたいのは、今、自治体経営だというふうに言われているので、先程新図書館を言いましたけれども、新図書館がどうにかして建てられないかというような形での、マーケティングとか民間のものを専門的に使ってはどうかというふうに思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長与町がだいたい120億ぐらいの大きな財政の中でありますけれども、しかしながら、固定費用とそれから流動費用と考えると使えるお金というのは少のうございます。それで、いろんな形で事を考えて、今、議員がおっしゃるように民間活用とか、他にやりようが無いだろうかというような事で考えておりますけれども、先程部長の方から出ましたように優先順位というのが有りまして、出来るだけ先にやる部分も、民間活用等をしてしまして早く終わるように、そして、次に早く図書館の方に行けるようにと、その辺りの部分は十分考えながら、英知を集めながらいろんな事を考えておるところでございます。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

是非、新しい取組、新しい方法で、どうにかして出来ないのかなとすごく思っているものですからお願いしたいと思います。続きまして、パート、派遣職員の職場能力向上の研修を今行っていないという事ではございましたが、全体の職員数からするとパート、派遣職員というのは何%いらっしゃるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

正規職員そしてパート全体を含めまして、パートの割合ということで、約20%ぐらいがパートの職員という事になっております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

20%もと言うとあれですが、20%もいらっしゃるやはり職員と同じように、やはり職務能力向上のための研修等必要かというふうに思うんです。職員のちょっと補助的な仕事とおっしゃいましたけれども、長年していらっしゃる人もいらっしゃるでしょうし、今後その研修は行っていった方が良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

うか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

先程、町長の答弁にもありました通り、パートにつきましては雇用期間が2か月とか、それぞれの所管でかなり違っております。雇用する時期も違っておりますので、なかなか全体を集めてという研修とはいかないと私は思っております。パートの職務能力の向上ということで各所管で、例えば私ども総務課では選挙を持っておりますけども、選挙に関する事務関係、例えばパソコンの操作とか、そういうシステム操作等はその所管で私どもパートに付いて教えて、その事務を遂行していただくという手続きを取っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

そうではございますが、全体的な研修としてコミュニケーション能力の研修とか、何かそういうものを取り入れてはどうかと思うんですが、パートは期間が短いので研修を受けないけど、その部署による指示とは言いませんけど、そういう事ですという事ですか。パートも出来れば大事にして欲しいなというものがあって、言っているんですけどもいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

パートを大事にしてないという事では無くて、例えばもう1つ例を言いますと、パート同士のマニュアル等も作って、次の新しく来たパートに事務手続を伝えていくというようなスキルアップの研修と言いますか、引き継ぎは行っているところでございます。コミュニケーション研修等も、パートですのでその所管の中でそういうコミュニケーションを取っていただいて、パートのコミュニケーション能力のアップには所管内で行っていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

饗庭議員。

○5番（饗庭敦子議員）

所管内で十分だよという事ですかね。何が言いたいかというのと、やはりパートも職員も、今働き方改革も有りますし、同じように働いて無いとは思うんですよね。役割が違うというのは十分理解してるんですけども、研修をするに当たっては、同じような待遇を受けても良いのかなというふうに思いましたので、今後ちょっと考えていただきたいなというふうに思うんですが、もう所管で十分だよというふうに言われてるのかと思ひ

ますが、時間が無いので、すみません、良いです。この生産性向上というのは、これが町民の住民サービスに繋がるというふうに思っておりますので、是非いろんな形で働きやすい環境、働きやすい職場を作っていただければなというふうに思います。そして、やはり適正なローテーションとか、パートの皆さんも本当に活躍できる場、今正職にというような制度もございますので、その辺はこの役場とはちょっと違うのかもしれませんが、そういうものを以てしていただければと思います。以上で終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時31分～10時45分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2岩永政則議員の①公共下水道区域拡大等について、②公共施設及び小中学校の洋式トイレ化と温水洗浄便座設置について、③長与皿山窯跡の整備についての質問を同時に許します。

10番岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

それでは許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

公共施設等整備拡充と町民の快適性の実現についてであります。道路及び河川、上下水道等生活インフラをはじめ、地域公民館あるいは小中学校、図書館や文化ホールなどの教育文化施設、公園やグラウンド等々公共施設の整備は町に課せられた重要な課題であるとともに、その充実が住民の快適な生活に直結するものであります。吉田町長が標榜されています幸福度日本一の町にするためにも、それにふさわしい公共施設の拡充が求められているところでございます。また一方で歴史的遺構や文化財の保護等についても、その整備、充実については町の姿勢や取り組みが大きく問われるものであります。そこで次の3点について質問をいたします。今回の質問事項は約14項目でございます。よろしく御答弁をいただきたいと思います。

まず第1点目は、公共下水道区域拡大等についてであります。本町の公共下水道の普及率は県内でも最上位の位置にあり、誇るべきものであります。三根郷、平木場郷、本川内郷地区については、特定環境保全公共下水道の簡易な公共下水道として認可を受け、その区域拡大とその面的整備が進められてきたところであります。認可区域拡大後に本川内郷の一平地区の一部地区について小規模団地が造成され、下水道の敷設ができず困っておりましたけれども、その後再度認可区域の拡大によって工事も完成し、解消をされているところでございます。ところが長与ダム上部にもこのような認可区域拡大後に、小団地が造成された地区とともに、その周辺の一部既存住宅地をも含めて、合併浄化槽による下水の処理が行われているのが現状であります。当然その処理水は、長与ダムに放流されている現状にあります。本町は長与ダムの水を含め、長与川から水道

水の取水を行っている現状を考えると、これは早急に解消されることが必要であります。

よって以下について質問をいたします。1つ、長与ダム上流地区内の合併浄化槽の戸数はどのようになっているのか。2つ目、合併浄化槽から排出される処理水はどのような経路でダムに流入しているのか、お尋ねをいたします。3点目、1日の排水量はいくらか。年間では計算で出てくると思いますが、年間ではいくらか。4点目、合併浄化槽の日常の管理はどのように行われているのか。これは個人が責任があるということは承知の上でお尋ねをしております。5点目、町としてその適正な管理状況の確認はどのように把握をしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。これは日常管理とその管理状況の確認は絶対条件であろうというふうに思います。6点目、早急に下水道の区域拡大を進め、長与ダムへの合併浄化槽処理排水の流入が解消されるべきであるかどうか。

大きな2点目でございますが、公民館等様々な公共施設及び小中学校の洋式トイレ化と温水洗浄便座設置についてであります。公共下水道の普及により著しく衛生面及び日常生活の快適性が確保されてまいりました。トイレについては、家庭においては洋式トイレが主流となり、更には温水洗浄便座も必需品というふうに思っております。児童生徒もこのような生活を送っており、洋式トイレでは無く、また温水洗浄便座では無いトイレに行きますと、戸惑いと違和感を持つことは当然であろうというふうに思っております。現在の長与町の小中学校における洋式トイレの整備率は40.6%のようであります。これは28年11月22日付長崎新聞に掲載がございます。なお、全国の平均値は43.3%と言われておりますが、長与町は全国平均以下であります。これは文部省の調査結果によるものでございます。

そこで質問をいたします。1つ、本町の公共施設への洋式トイレの整備率と温水洗浄便座の施設別の設置率はどのようになっているのかお尋ねをいたします。2つ目、小中学校別におけるトイレの温水洗浄便座の設置率はどのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。3つ目、公共施設及び小中学校におけるトイレの洋式化と温水洗浄便座設置は当然の事と認識をすべきであろうと思います。よってその整備を強力に推進すべきであると思っておりますけれども、その整備についての方針をお伺いさせていただきたいと思っております。

次に、大きい3点目、長与皿山窯跡の整備についてであります。皿山窯跡の発掘調査は昭和48年あるいは平成5年にも行われたと聞き及んでおりますが、近年では10年ぐらい前、17年の3月に三彩の窯跡と三彩の事で調査がされてるようでございます。この皿山の窯の長さは115メートルである事が判明をしておりますが、これほどの規模の窯は大村湾南部地区では恐らく無いというふうに言われております。この貴重な窯跡の保存については、土地が民有地のためなかなか進まなかつたのでありますが、関係者の努力によりまして、平成20年度に土地面積2,079平米、購入費約1,540万円で購入されていると思っております。間違っていたら御指摘をいただきたいと思います。

そこで、以下について質問をいたします。1つ、用地購入から既にこの20年からい

きますと約8年が経過をいたしております。平成20年度から今日までの年度別の取り組みの状況についてお伺いをしたいと思います。2つ目、今日まで整備が進んで来なかった理由はどこにあるのか。例えば、人、組織、財源等具体的にお示しをいただきたいと思います。3つ目、行政の推進が思うように進まない事がある場合には、そこには必ず隘路が存在をいたします。そういう経験をしてまいりました。それを解決するためには、その隘路を早期に除去することが必要であるわけです。それには努力が必要になります。その解消策はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。4つ目、この貴重な窯跡を整備保存しようとするならば、当然、マスタープランなり年度別の計画等が必要であろうというふうに思います。用地購入面積の目標、整備計画の概要等基本計画なり、年度別の整備の内容等の計画を策定しているのかをお尋ねをしたいと思います。最後に5つ目、整備に向けての今後の具体的な取り組みについて、どのように考えておられるか質問をさせていただきます。以上質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、岩永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

2番目、3番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは1番の御質問についてお答えいたします。

はじめに1番目1点目の合併浄化槽の戸数についての御質問でございます。長与ダム上流地区の合併浄化槽を使用しております戸数につきましては、現在10世帯に設置されておるところでございます。

次に2点目の処理水のダムへの経路についてでございます。合併浄化槽からの処理水の経路につきましては、各世帯から浄化された処理水は道路側溝、青溝、ダム上流域の支流を経ましてダムに流入をしておるところであります。

次に3番目の3点目の合併浄化槽からの1日の排出量でございます。対象のダム上流地区の合併浄化槽を設置している10世帯からの排出量につきましては、1日に約6立方メートル、年間にいたしますと2,140立方メートル、こういった量がダムへ流入している状況でございます。

次に4点目の御質問でございます。合併浄化槽の日常の管理につきましては設置されている各家庭の方による送風機、排気管、放流水の点検や消毒液の補給など日常的な点検と維持管理を行っていただいておりますところは、先程の議員の御案内の通りでございます。また、法令による厳格な基準によりまして、合併浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査をそれぞれ年1回以上実施する事が義務付けられておりまして、浄化槽の処理機能の維持向上により排水の安全かつ適正な処理を行っている状況でございます。なお、浄化槽につきましては県の西彼保健所が設置等の届出から設置後の各種保守及び検査につきましても管理、監督、指導の権限を持っておりまして、浄化槽の適正な管理と生活

環境の保全の向上を担っていただいているところでございます。

次に5点目の町としての管理状況の確認でございますけれども、法定検査機関でありますところの長崎県合併浄化槽協会から西彼保健所と長与町に検査結果の報告を受けます。西彼保健所との連携によりまして、その検査を受けまして、町内の浄化槽の管理状況を確認しているというところが流れでございます。

次に6点目の下水道の区域拡大によるダム、長与ダムへの浄化槽処理排水の流入解消についての御質問でございます。現在の下水道事業認可計画は平成29年3月に5年間の事業期間の延長をいたしまして、平成34年3月末を目標に施設整備及び改築更新事業に町としては邁進をしておると考えております。御質問にありました地区につきましては昨年度の事業計画の変更の手続の前段といたしまして、平成27年度において汚水処理の検討を行いました。その中で、下水道認可区域と検討対象にした地域との位置関係、現状の処理方法等を基に建設及び維持管理等の条件整備を踏まえながら検討いたしましたけれども、家屋が認可区域より離れている事、更に広範囲に点在する当該地区につきまして、どうしても投資効果が見込めないという事から公共下水道区域の拡大は町としては困難ではないかと判断をしているところでございます。今後につきましても、町全体の生活排水による水質の汚染、汚濁の防止のため県及び関係機関との連携を更に深めながら公共用水域の水質保全、生活環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から岩永議員の質問にお答えいたします。

2番目1点目の御質問ですが、学校施設以外の公共施設の洋式トイレの整備率はトイレの数が398基中、220基が洋式トイレであり、55.3%の整備率となっております。また、220基あります洋式トイレの内、温水洗浄便座の数は84基であり、整備率は38.2%でございます。

次に2点目の御質問でございますが、町内小学校の洋式トイレの温水洗浄便座設置率につきましては長与小学校が9.2%、高田小学校が6.7%、洗切小学校が17.6%、長与北小学校が0%、長与南小学校も0%となっております。また、中学校では長与中学校が0%、長与第二中学校が14.3%、高田中学校が0%となっております。現在、温水洗浄便座は特別支援学級の児童生徒の使用を最優先に考えて設置しております。今後、洋式化を年次的に行う中で、必要な箇所については設置をしていきたいと考えております。

次に3点目の御質問につきましてお答えいたします。公共施設の整備につきましては大規模な改修の計画はありませんが、施設自体の老朽化対策を含めた中でトイレの整備に努めていきたいと考えております。学校施設の整備につきましては平成27年度まで

に校舎の耐震補強工事や吊り天井撤去工事等の工事を完了し、現在、老朽化に伴う危険箇所を最優先して行っております。現時点では大規模なトイレの改修工事は計画しておりませんが、校舎内の児童生徒用のトイレについては和式便器から洋式便器への取り換えを年次的に行い、あわせてトイレの内部施設の老朽化対策も予算の範囲内で実施し、快適なトイレ環境の整備に努めていきたいと考えております。

次の3点目の長与皿山窯跡の整備についてでございますが、1点目の年度別取り組みのご質問についてお答えします。平成20年度に4人の地権者に対しまして、土地買収の具体的な協議を行い3人の方と土地の売買契約を締結し、土地の購入により平成21年度からは年2回程度草刈りを実施し、遺跡めぐりの研修等に利用するなど活用に努めております。平成24年度から買収予定地の地権者と用地交渉を再開しましたが、締結までには至らず、平成25年度に地権者の要望であった石垣の土留め工事を行うために国土調査に基づく境界線復元測量を行いました。復元した境界線に納得されず工事については中止とし、平成26年度に地権者から別途要望があった防風林の伐採を行っております。平成28年度に隣接地の草刈りの際に、地主所有の柿の木の苗木を誤って伐採してしまいましたので、再度、境界の立ち会いを行っております。現在も遺跡めぐりなどの研修に伴う草刈りには御理解いただいておりますが、買収に関する協議までには進展していないのが現状でございます。

2点目の整備が進んで来なかった理由についてお答えします。買収予定地には地権者が梅などの農作物を栽培し、現在も収穫されている事が土地を売りにたくない最大の理由かと思われまます。

3点目の解消策についてお答えします。地権者の方には当初から農作物の補償は行うことを説明し、境界線の復元を行いました。国土調査時の境界線の決定に疑義を持たれており、土地の境界線の問題解決に至らないため、土地の売買の話が中断した状態でございます。

4点目の年度別の整備計画についてお答えします。年度別の整備計画につきましては、策定をいたしておりません。しかしながら、土地の購入が出来るようになった場合に備え、平成29年度振興実施計画の最終年度事業の中に土地購入費用を計上しております。

5点目、今後の具体的な取り組みについてお答えいたします。遺構保存の原則であります現状維持を今後も図っていきたくと考えております。現在、年3回の除草作業を行いまして遺構保存に努めております。また、例年実施しております遺跡めぐりにおいても皿山窯跡を見学地として活用させていただいております。買収予定地の地権者の方とも年3回は連絡を取っておりますが、地権者の意向が変わらない限りは現状維持でいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

それでは再質問を数点させていただきたいと思いますが、まず公共下水道の区域の拡大であります、今の答弁では拡大はしないというような全く現状を見つめない考え方であろうというふうに思ったわけでございます。まずお聞きをしたいと思いますが、合併浄化槽を水道水の上流にいつから認めるようになったのかを伺いたいと思いますが。これは町長、昭和60年代から下水道の区域の拡大とその整備というのが急速に進んでまいりました。いつも申し上げますが、先々代の町長の強い意向で長与町全域を下水道区域にして、全戸を基本的には処理をしていくんだという考え方、それとどうしてもこの上流に係らない堂崎地区とか開拓につきましては、これは海に放流、合併浄化槽でも海に放流して良いのじゃないか。それ以外については全部下水道で引き受けようという大きな基本的な考え方があったわけですね。それと長与川で取水をしております水道水の上流、これには一切浄化槽は認めないというような町長の強い方針で、それは当然の事ですね、水を飲むわけですから。そういう事の大きな基本方針を定めてきたというふうに私は記憶をいたしておりますけれども、この長与ダムの上流等について、いつから合併浄化槽を認めるようになったのか。まず、お尋ねをしたいと。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

岩永議員の御質問にお答えします。いつから合併浄化槽を認めたのかということについていろいろとお調べをしましたが、はっきりと明確にいつから認めたという記録が残っておりません。設置の状況から判断いたしますと、現在把握している設置のデータとしては昭和62年に1番最初に設置をいたしております。概ねこの頃に何らかの要因があつて浄化槽を設置したのではないかと推測しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

町長にお尋ねを。もうたくさんは申し上げませんので、お尋ねをしたいと思うんですが、町長自身のこの下水道に関する感じ方、これをちょっとお尋ねをしたいと思うんですけども、この合併浄化槽ですから、当然トイレのものも全部、合併で浄化するわけですね。当然そのトイレの処理も行うわけなんです。基準通りに有ればそれで良いとしても、ただその処理水は、先程から答弁あつたように長与ダムに側溝等を通じて流入をしておるんです。それを行っておられる方が悪いわけじゃないんですね。認めたそのものが悪いとは言いませんけども、認めたという現実から処理をして、今流しをされておられる。何らその地元の人は悪くは無いわけですが、手続きを取ってされておられるだろうという事で、誤解の無いように今申し上げたわけなんですけども。ただ長与ダムに放流をして、先程も若干申し上げましたけども、第2浄水場は三根にありますよね。それからずっと流れてきますと1番下流の第1浄水場、約9,000から1万トンぐらい取水を

してるんじゃないかなと思うんですが、これを取水しまして、そして水道として処理をして、立派な水を精製しておるわけなんです、それを今度は各家庭に管を通じて送っているわけです。そして我々は日頃、日常、その生活水として利用したり直接コップで飲んだりするわけなんです。そういう現実を考えた時に水道水の上流に合併浄化槽を設置して、その水を、排水を当然、処理はしますけども、それを飲んで感情的にはどう思いますか。町長はどう思われますか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員がおっしゃるように、議員もその当時職員をされておられまして、その頃にやはり皆さん方の御努力でもって、長崎県下、日本でも特段高い上下水道の普及という事を成し遂げていただいております。それによりまして、今長与町民は非常に立派な水を飲んでもらっているというような事がございますけれども、今、昭和60年代からずっと長与町も大きく、だんだん大きくなってきたわけがございます。その中におきまして、とにかく良い水を飲もうじゃないかということで、合併浄化水という方法も出たと思うんですね。長与は幸いにしてまだいわゆる上下水道がしっかり完備しておりましたので、本当に一部の地区だけでそういったものが進むというような所がございますけども、長崎県下見ますとこういった長与町みたいな所は無いのでございます。合併浄化水でやっている所が大変多うございます。その中で長与町も漏れなく調整区域と市街化区域ということで別れておりますので、どうしてもそれ以外の所に家が建っているというような事がございます。家が建つ時にそれは出来ませんというような事は言えないわけがございます。そうすると長与町はきれいな所ですので、皆さん方にもそういった面では合併浄化槽をつけてやっていただくと、長与全体のきれいな水を飲んでいただくというような事がございます。確かに御懸念されて分はありますけども、しかし、これは浄化された立派な水でございます。飲んでもしっかりした水でございますので、その所は今後ともきれいな水づくりというのは、努力していかなくちゃいけない部分もございます。それは議員の御指摘の通りでございますけども、今、長与町の置かれている状況というのは、そういった形で県下でも大変すばらしい施策を取らせていただいているというような事と、水は非常に立派な水であるという事でございますので、どうかその辺りは今後の検討課題という形で、御理解していただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

私は感情的にどう思うかという事をお尋ねしたつもりなんです、私は、あまり感情的には良いという事は言えないだろうと、これは当時からですね。だから水道水の上流には合併浄化槽はやめてもらいたいと、やめていこうということを一貫してこれは来た

という事だけは町長も理解をいただきたいと思うんですけども、要するに区域拡大はしないという答弁がありましたけれども、この簡易な公共下水道という方式を長与のために建設省が当時作ってくれたわけです。ということはどういうことかという投資を出来るだけその少なくすると、特に管渠の場合なんかあぜ道でも良いと。あるいはその赤道に浅く埋めて一般道でいきますと土被りが70、80、下に埋めなきゃ出来ないような基準になっとるわけですが、そうじゃなくして、あぜ道とか、あるいはその極端に言うとな鋼管の露出管で良いとか、あるいは赤道に浅く30センチぐらいで、そういうことで簡易な公共下水道ということで、わざわざ全国に無い長与にしか当てはまらない制度を建設省が作ったわけですよ。作ってくれたんですよ。それが今のこの平木場、本川内、三根、岡ですね、これが今、その制度でされておるということは十分町長も認識をしていただきまして、ただこのダムの上につきましては、もう細長く、ここは担当課とは若干話を、意見交換を以前にした事もあるんですけども、細長く拡大をしまして、その面積を、面を取らずにそこに必要な所だけを取り込んでいければ、そのお金も少なく投資も少なくて良いわけなんです。そして、そのダムの上の1番上の●●さんという所も、敢えて申し上げますと、そこまで公共下水道が行ってるわけなんですよ。それに上からそれを拡大して繋げば良いわけなんですよ。そうするとダムにはその排水は行かないわけですね。今現在されておるある人と話をしましたらやっぱり公共下水道に繋ぐのが1番良いですもんねと。だからそれが拡大されれば良いですねという話をされておられます。だから十分研究を検討したいという話でございましたけども、十分所管とも、特に副町長、建設部長もされた経過がありますので、十分所管とも協議をされて、いろんなその方式をどうしたら良いのかということも含めて、やっぱり理事者として、所管はお金が無いものですからどうしても言えないものもあろうというふうに思うんですね。そういうことで一つ是非、拡大に向けて努力をしていただきたいと思うんですが。どちら。副町長ですか。町長ですか。御答弁をいただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

栗山住民環境課長。

○住民環境課長（栗山浩二君）

岩永議員のその感情的なお気持ちは十分理解しておるところでございます。御指摘の通り区域外の地区の公共用水域の水質の確保、それから町民の生活環境の保全などを議員御指摘の通りいろんな方法があると思います。浄化槽それから下水道をもっと区域を広げる。それぞれのメリット、デメリット、それから投資的な効果、それから将来に渡っての安全で安心な整備運用が出来るかなど、ちょっと十分に検討させていただいて、効果的な整備を進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

環境のサイドからの答弁は求めてなかったんですが、努力をしたいということですから努力を大いにこうしていただきまして、連携を下水道の方と、下水道の課長もおられるようですけども、もう答弁は求めませんので、町長を中心にしまして申し上げましたような事を念頭に置きながら是非、区域拡大をして、そして本当に良い水を安心して飲めるように感情的にもやっぱりそれを解消していくようなそういう努力を是非していただきたいと思います。

それでは次に2番目に行きますけれども、公共施設の公民館とか何とかそういう面につきましても状況を聞きますと、やっぱり洋式よりは和式の方が多いですね。それでいつも議員我々よく呼ばれて、案内も受けて公民館等に行きますけれども、全く以前と変わって無いような、長与公民館の便所なんてちょっと入る気はしないようなそういう感じもせんでもないわけです。これはもうやむを得ないというに思いますけれども。古くなっておるからしょうがないじゃないかと言われればそれまでなんですが、十分、和式、洋式のあり方なり、やっぱり自分の家では洋式をして、洗浄便座が無い所ほとんど無いでしょう。洗浄便座が無い所は手を挙げてくださいとは言いませんけども、ほとんど無いというふうに思うんですよ。それで公民館に行く到有る所と無い所がありますね。これは学校も一緒ですけどもね。そういうことで、実態も見ながら良いバランスの取れた、投資的にも一遍にはいきませんので、計画的に整備をお互い連携を取りながらしていただきたいと思いますが、どうも前向きな答弁が無かったようですから、これはどなたですか。町長でしょうか。公共施設、小中学校、後でいきます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃったように私達もそれは本当に早急にしたいと思っております。ところがやはり順序があつて、新しく建替える公民館とか学校とかでは即、取り付けられますけれども、そしてまた屋外の体育設備がある等々の分もありますし、また、体の不自由な方々の所を優先しなくちゃいけないということもございますので、その辺りは十分感じておりますので、出来るだけ早急に出来るような努力をしてみたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

それでは次に小中学校の方にまいりますけども、これはちょっとお聞きをした面がありますけども、学校の数が和式の場合が約450か幾らか有るんじゃないでしょうか。違いませんか。それを洋式に替えるという場合にこの1基どのくらい掛かるのか、情報では30万ぐらい掛かるよとか、いろいろ意見があるようですけども、そういう想定

の金額はどの程度掛かるのかどうか、洋式にした場合に。その辺りは把握をされておられますか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

現在の学校等の和式トイレを洋式化するのは、議員おっしゃるように30万程度の金額が掛かるんですけども、中には古い学校等もございまして、ただ和式を洋式に替えるスペースがなかなか取れない部分というのがあって、今、ちょっと斜めに設置してみたりとか、中をちょっと改造して広くしたりということがございまして、一概に30万と言わずにちょっと若干多くなる場合もございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

例えば440～450ぐらいの和式があったと仮定しますと30万円を単純に掛けますと1億5,000万円ぐらいになろうと思うんです。数、便器の数は正しいことはあれですけども、想定で450として、1億5,000万円ちょっとぐらい掛かるだろうと思うんですけども、実は、お金が無いからという事で、事进行处理していけばこれは全部何でもそうですよね。教育委員会の方は金持たないもんですから、非常にやります、やりますなんて口だけでは出来ないわけですけども。やっぱり公共施設のお金の面は町長部局が持っておるわけですから、町長の腹一つという事もあるだろうと思うんです。例えば、私ちょっと調べましたら文科省が28年の4月に調査をされました。これは長与町の教育委員会も回答されただろうと思うんですが、この中で和式から洋式に替えるという事についての意向を取られたようなんですが、全国でやっぱり85%ぐらいが洋式に替えた方が良いというような意向のようです。長与もそうだろうと思いますけども、同じニーズだろうというふうに思うんですね。特に先程言いますように金も掛かるわけなんですけども、ちょっと調べましたら学校施設環境改善交付金、大規模改修です。このトイレの改修事業というのが、これは当然御存じだろうと思うんですが、これでいきますとその交付金算定割合が、町長、3分の1あるそうでございます。それで交付対象事業が下限が40万で、上限が2億円。この制度があるようでございます。特に学校では手洗いの励行は当然でございますけども、給食がございましてね。だから、特に洋式であり洗浄便座が付くということになりますと衛生面では非常に向上していきたくらうと、更に向上していきたくらうと思うんです。したがって、先程言いますように約1億5,000万円ぐらい掛かると、全部しました場合です。ところが2億まではその財源があるわけですから、そうしますとそういうものを活用しながらいけば3分の1は交付対象になるわけですので、こういうことも活用しながら3年か5年か、例えば、年度別計画を立てて、一挙にはいきませんからそういう計画をびしっと立てて前向きに検討してい

くべきだと私は思っておりますが、誰が良いんですか、教育長、お願いします。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今、議員がおっしゃいましたように、学校施設環境改善交付金という形で交付金の算定割合が3分の1、1校当たりの限度額が400万円という形でなっております、これも私ども計画してまいりたいと思っております。これはちょっと余談になるんですけども、教育長が昨年就任した以来、私どもが呼ばれてですね、まず、教育長から言われたのは学校のトイレを洋式化を進めてくれという事を私どもは直接お聞きしております。だから就任されてから各学校も1つずつぐらいは、随時、洋式化にしていってまいりますので、今後もこの交付金等も考慮しながら、計画的に洋式化を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

教育長がそういう指示を出しておるということで、これは非常に良い事なんですが、ここにおられるわけですから考え方を述べていただければありがたいと思います。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

岩永議員がおっしゃる通りやはり今の家庭は、もうほとんど洋式便所で子供たちが和式の経験が無いんですよ。それでただ、1年生に入る子供たちの入学説明会の折に、洋式の便所で慣れていると思うんですけど、学校は全てが洋式でありませんと。だから和式でも出来るように練習をしてくださって言いながらも、家で練習出来ないんですよ。そういう現実があると。その辺があったものですからもう私も10数年も前から、管理職になった時からなるべく和式便所は洋式に替えようと、随時ずっとやってきたんですから、だからこちらに就任させていただいた後は、出来たら出来る範囲やっただけませんかという話をしています。それともう1つが、どうしても財政が厳しいという事は分かってますので、この間は2月の終わりに各小中学校に長与小と南小は割と長与小はほとんど83%ぐらい洋式便所にしています。というのは、各ブースの各階の1か所だけは和式も必要だろうと、後はもう洋式にしてるんですよ。南小も大規模改修切りしましたので、新しい所は洋式をしています。ただ少ない高田と洗切と北小が少ないので、良かったら某薬品メーカーが年に20箇所、学校を選定して洋式便所にしてくれると。小学校限定なんですけど、やはり子供たちが洋式化してるもんだからそういうのがあるよということで、良かったら3校申し込んでみてくださいということを話しました。そういうことをしたら1校が当たりました。その工事は大体100万円ぐらいしてくれ

るものですからトイレも洋式、1か所だけなんですけど、洋式プラス床面とか、そういう附属的な物を設備も含めてそのくらいの金額でしてくれるというのは、一応9月にそういう提携式辺りが行われる予定になっております。一応今からもどんどん進めようと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

先程私に対象工事の下限額を400万円と言わなかったんじゃないかなというふうに次長から指摘を受けたんですが、400万円ということと言われる通りでございます。教育長、やっぱり腹を据えて財政当局とも十分先頭になってしなければ、なかなかいかない。やっぱり思いが感じられなければ何でも予算は確保出来ないんじゃないかと思うんですよ。だからその辺りはお互いこう決めたら現実を直視をしながら、その隘路についてはそれを解消していくという、そういう姿勢が必要だろうと思いますので、期待をしておきたいと思います。

それから次の皿山の窯跡のことについてでありますけど、この未買収の件についてお尋ねをしたいと思うんです。第9次の総合計画にも皿山の窯跡の事について触れてあるんですが、何て触れてあると思いますか。窯跡の保存に努めるという、これだけなんですけど、ところが現実、未買収の所があればこの窯跡の保存に努めると言っても努められないわけなんです。これは民地ですからね。どうにもならないわけなんです。したがって先程言いますように、平成20年ぐらいに買収を努力をされて、現在、町の用地になっておる所が、どうしてもそれ以外が先程言いますと何か柿の木を誤って切ったとかですね、そんなことで感情的になって上手く行かないなんて、そんな行政ってあるもんですか。そう感じを先程、答弁でしました。何かのやっぱり感情はいろいろありまして、それは分かりますけども、やっぱり人のものを誤って切ったからということで、それは済むものじゃないだろうと。それは当然補償しないといけないだろうと思うんですけども、先程現状、例えば現状保存というような表現も聞かれるわけなんですけども、現状保存で保存は出来ないんですよ。そうでしょう。窯跡をこれは民地ですから、何に使われようが勝手なんです。保存という表現には合わないわけですね。だからこそ先程言ったような約2,000平米ぐらいでしたか、これを購入をしまして残りがあるわけですから、その辺りを十分考えながら進めていく必要があると思うんですが、大体窯を保存しようとする場合に、未買収の面積はいくらぐらいあるんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口生涯学習課長。

○生涯学習課長（山口利弘君）

登り窯跡の未買収の区域につきましては、2筆の715平米になっております。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

分かりました。先程言いますように土地の交渉というのは非常にやっぱり難しい面がありますよね。そう簡単には相手がおられるわけですから、簡単には行かないということは、十分理解をしておるんですけども、どうしても保存しなければならないとなりますと、やっぱり買収に行かざるを得ないわけですね。御相談をしなければいけないという事で、いろいろ700平米ぐらい、200坪ぐらいのものだろうというふうに思いますが、通常のやり方では、これはもう感情的になっておられると思いますので、その解消のためには、町長ですね、町長自ら1回、これは副町長も含めて教育長とか、やっぱりトップの人がお願いに行って、感情は和らげてしかるべきものは補償しながら柿の木を切って、誤って切ったなんてあり得ないわけですから、そういうのは当然、謝って補償すべきものを補償するという事で、町長中心になって1回行かれて、1回は2回、2回は3回ですね、3回は10回でも行く気持ちで当たらなければ難しいんじゃないかというふうに私感じました。その点ですね、ぜひ努力をしていただきたいと思うんですが、町長の答弁を求めます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、議員がおっしゃった通り、私も実はその三彩焼をされてる所、今三川内に1件なんです。それでそこに参りまして、そこの主の方が亡くなってしまって、三彩焼が途絶えるのじゃないだろうかという事が話があって、私も三川内に行ってまいりました。行ってその窯元と話をしてどうにか長与三彩を途絶えさせないでほしいと。なんとか長与三彩、幻の三彩と言われるけれども、復元してあるわけですので、それは今焼かれているのは三川内でございますけども、実際は長与町の皿山で焼いておられたということですので、是非私もこれは実現したいなと思っております。教育委員会とも過去ずっと話をしておるんですが、なかなか難しいという話は聞いておりますので、今後ともその辺りは教育委員会とも話をしまして、しかるべき方策を練っていきたいと思っておりますので、そのように御理解いただければと思っております。

○議長（内村博法議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

是非町長自ら1回出向いて、町長が行くと終いじゃないかという考え方もあろうと思うんです。ところがそうじゃなくして、やっぱり姿勢を見せれば相手方も和らいで上手く交渉も先に、後は担当サイドに下ろして行けば良いわけですから、その辺りは1つはここに至れば、そういう方法も取って良いのではないかと思いますので、よろしく御努力をいただきたいというふうに思います。

今回は3点につきまして質問をさせていただきました。水の問題、下水道の問題、あるいは公共施設とか小中学校のトイレの問題、あるいは皿山につきましても質問させていただきましたけれども、一步、やっぱり一步踏み出すという事が、この3点、4点につきましても必要だろうと思うわけでございます。踏み出す事によって解決が来ていくだろうと思いますので、町長の決断と行動に期待をして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

（休憩 11時41分～13時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順3、部和弘議員の①安全安心なまちづくりについての質問を許します。

8番、分部和弘議員。

○8番（分部和弘議員）

皆さんこんにちは。それでは早速質問したいというふうに思います。

1点目の安全安心なまちづくりについて。町民が安全で安心して快適に暮らせる環境こそが住みたい、住み続けたい、住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまちへ繋がるものと思います。今回は災害の多い時期を迎えるにあたって、地域の防災体制の強化、更に現実的な問題と思えなかった有事の際の対応などを質問いたします。また、連日報道される児童生徒の事件事故にどう対応すれば良いのか、町の考えをお聞きしたいと思います。安全安心なまちづくりについては、これまでの考え方に加えて新たな切り口でのアプローチも必要かと思われまますので、強力な施策の推進をよろしくお願ひし、以下の点について質問いたします。

1点目、梅雨時期を迎え、ゲリラ豪雨や長雨による土砂災害や冠水など予想される中、各地域においてはハザードマップの活用や消防団との連携を図り、防災活動を展開する事と思いますが、梅雨時期における具体的な取組状況をお伺ひいたします。また、町道の雨天時における排水機能の充実に向けた今後の考え方についてもお伺ひいたします。

2点目、緊迫する海外情勢の中、武力行使時の攻撃予想がメディア等で流れている現状で、町の安心安全の確保は必要不可欠だと思いますが、有事を想定した町の考え方についてお伺ひいたします。

3点目、児童生徒の事件事故については、全国各地の状況が毎日のように報道されています。多くの関係者が時間と労力を使い、児童生徒を地域で守る姿勢はどこにも負けない本町の強みだと思いますが、昨今の事件を町としてどのように捉えているのかお伺ひいたします。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今日午後の最初の質問者であります分部議員の御質問にお答えをいたします。3点目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。

初めに1点目の安全安心なまちづくりにつきましては、梅雨時期における具体的な取組及び雨天時における町道の排水機能の充実に向けた考え方という御質問でございます。御承知のとおり我が国は自然災害が多く発生する地域でございます。繰り返し発生する災害により被害を受けながらも、その度、努力によりましてその時その時を乗り越えてきたわけでございます。自然の猛威をなくすという事は、これは不可能でございます。今後も自然災害に対する備えを怠る事が出来ないわけでありまして、気象庁は大雨や台風、地震、津波、噴火災害など災害をもたらす自然現象に際しまして、最先端の科学技術を駆使いたしまして、監視、予測を行い、気象情報を発表しておるところでございます。本町におきましても、長崎地方气象台からの各種気象情報の注意報や警報の発表に基づき、災害警戒本部を設置し、即時対応を行っておるところであります。

さて、梅雨時期を迎えるにあたりまして、先般、長与町防災会議を開催いたしまして、関係機関との連携強化を図りました。消防団各分団におきましては、危険箇所を巡視する確認、こういったものを実施しております。また、住民への広報活動といたしまして、町内広報の6月号、これに防災特集を掲載いたしておりまして、防災意識の高揚を図っておるところであります。なお、防災行政無線のデジタル化が完了したわけでございまして、町が配信する防災情報が様々な方法で確認する事が出来るようになりましたので、情報伝達の迅速化及び多様化の推進が図れるものと思っております。また、町道における雨水排水の充実に向けた考え方につきましては、現在、豪雨時の巡回により発見した箇所、あるいは自治会または住民の方々から通報をいただきました箇所につきましては、随時、現地調査の上、改善に向けた施工を行っておるところであります。改善に向けた施工方法、いろいろございますけれども、具体的に既設側溝を大きくする方法、既設側溝以外の排水ルートを新設する方法、またその他に雨水が1か所に集まらないように雨水を分散する方法などがございます。流水スピードも含め、現地の状況に合わせた施工を行っておるところでございます。

次に2点目の有事を想定した町の考え方への御質問でございます。長与町国民保護計画というのを作っております。それに基づき国民保護措置を的確かつ迅速にするために実施に必要な組織及び体制などの整備を図っておるところであります。またその情報伝達の流れといたしましては、内閣府から消防庁国民保護運用室を経由いたしまして、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより情報提供が行われてまいります。仮に弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合。そういう場合には、政府は24時間いつでもJアラートを使用して住民に対して情報伝達を行い、その際のJアラートによる情報伝達は国民の保護に係る警報のサイレン音を使用しております。なお、Jアラートは市町村防災行政無線などを自動的に起動させる事が出来ますので、役場職員の手を

介する事なく、休日、夜間なども含めまして、政府から住民に直接情報を伝達する事が出来るようになっております。このように、町民への迅速な情報伝達によりまして屋内避難などを呼びかける仕組みとなっておるところでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、分部議員の御質問にお答えいたします。昨今、児童生徒が様々な事件に巻き込まれ、命が犠牲になる報道がなされております。登下校中に小学校3年生の児童が誘拐され殺害されたとみられている平成29年3月24日に千葉県で起きた事件は、大変悲惨なものだったと思っております。許されない事件であり、また犠牲となった方に心より追悼の念を表したいと思っております。教育委員会といたしましては、このような事件を本町で起こさないように全力を挙げて、登下校時を含め児童生徒の安全を守っていく所存です。議員御承知のとおり、長与町では5つのコミュニティ並びに小中学校8校のPTA、警察、学校、関係諸団体が協力し、通学路の安全対策を行っています。例えば、本町における通学路の安全対策の1つとして、平成27年度から長与町通学路交通安全プログラムを策定して取り組んでいます。この取組は安全対策の継続実施を道路管理者、警察、学校関係者が連携し安全対策を推進するとともに、実施した効果を検証し、安全対策の向上に努める事を目的としております。具体的には、各小・中学校区において民生委員児童委員の皆様を中心に各地区コミュニティの方、PTA、学校関係者などの参加を得て危険箇所調査を実施し、通学路における危険箇所等も御指摘いただき、対策の検討を実施、効果の検証改善を行っています。また、日常的に警察等との情報共有を行い、不審者情報をはじめ、子供が事件事故に巻き込まれないような体制を整備するとともに、年に2回、学校警察連絡協議会を開催し、生徒指導を含めた情報提供を警察、学校、教育委員会が相互に行い、安全対策に万全を期すようにしております。さらに地域安全課では長与町防犯協会を中心として、コミュニティ単位で登下校時の防犯パトロール、見守り活動、北部地区コミュニティでは青色回転灯車によるパトロールが行われています。見守りの環境づくりのために事件に巻き込まれそうになった時に駆け込む事が出来る長与町子ども110番の家についても、平成28年度末の時点における設置数は、地域住民、事業所の皆様の協力により、長与小校区で58、洗切小校区28、高田小校区63、長与北小校区47、長与南小校区158、町内総計354となっております。児童生徒自身にも危機回避能力を高めさせるために、不審者対応の避難訓練や講話を学校で実施しております。今後も子どもの安全を学校、家庭、地域総ぐるみで守っていくために、現在の取組みを有効に機能させるとともに、子どもに関わる全ての大人が子ども達を事件事故から守ろうとする機運の更なる醸成と継続的取組を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それでは、通告順に従いまして再質問させていただきたいというふうに思います。それぞれ回答の中で取組状況等、より具体的に回答いただきましてありがとうございました。私の方から若干視点を変えて、再質問の方に移りたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

まず1点目の梅雨時期の取組についてですが、まず初めに各種災害が起きた時には、やはり自治体として公助の対応を行っていくというふうに思いますけども、そういった中でそもそも防災とは何かと問われた時、本町でいう防災とはという事で、どのように受けとめているのか。町の方からお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの分部議員の御質問にお答えしたいと思います。まず、防災につきましては考え方としまして、地域住民の生命、それから財産、身体を防災関係諸機関との総合の緊密な連携により災害等から保護するという事に考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

生命、財産を守るという事で1番重要なことというふうに思いますし、私が思うには防災には3段階あるのかなというふうに思います。1つがやはり予防、そして応急対応、そして復旧に繋がっていくのかなというふうに思いますし、1点目の予防については、やはり災害を未然に防ぐ事が重要になるかなと。2点目の応急対応については、災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐという事。そして3つ目の復旧に関しては、この言葉どおり災害の復旧を図る事かなと思いますし、この事は災害対策基本法の第1章第2条にも謳われている言葉かなと思いますので、そこら辺の予防、応急、復旧が1番大切になってくると思います。そういった中で、私は1番の本質は予防にあると思っております。それはなぜかという事、やはり未然に防止出来るという事ですのでそういった関連で、続いての質問に移りたいと思います。本町の過去の災害発生状況を見ますと、台風被害や大雨、干ばつ等が発生しているというふうに思います。特に風水害が頻発されているのかなと思いますし、そういう事を考えれば、町民の安全安心につなげていくなれば、町民をその場所と時間から退避させる事が1番予防に繋がるのかなというふうに思います。早目のうちに逃げるタイミングを逃さないようにする風水害時のタイムラインの活用が重要になってくると思っております。過去の私の一般質問の中でも、タイムラインを活用した防災訓練は出来ないのかという質問をいたしております。町として、どのよ

うにタイムラインの活用について考えておるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安定課長。

○地域安全課長（山口功君）

タイムラインという言葉でございますけども、まず避難勧告等に着目した時系列の防災行動計画ではないかと考えております。長崎県では長崎県管理河川流域減災対策協議会というのを実は今年の6月に設置をされております。現時点における制度下のもとで実施可能な取組として、各市町への対策の指導を今図っているところでございます。本町におきましても、この指導に基づきましてタイムライン等については検討していきたいと考えております。なお、本町では長与町職員初動マニュアルというのを作成しております。その中で、大規模災害等の初動対応一覧表というのを作成しており、発生時から24時間を目安に速やかに対応すべき行動を担当部署ごとに時系列で示させていただいております。なお気象庁では平成29年度より出水期における防災気象情報の改善が図られ、危険度に応じて色分けをした時系列の表示に変更する予定でございます。これは、視覚的に把握され見やすい形で提供されるという事になっておりますので、危険度の高まりを迅速に伝える警報等により、市町村職員及び住民の方々へ危険度を表した色分けによる時系列や、またメッシュ情報等により地域に迫る危険度を把握出来る仕組みが構築されているのではないかと考えておりますので、その活用を積極的に図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

いろいろとタイムスケジュール関係で用意されてるという事ですけども、やはりタイムラインの効果というのは災害発生時のタイムスケジュールで対応の抜けを防止する事が出来るのがメインになってくるのかなというふうに思いますし、そのタイミングでしっかりと住民皆さんに避難していただける、そういった事が1番大事だと思いますし、そういった中で、今職員関連のタイムマニュアル用意されておりますけども、人事異動で職場が変われば対応する内容も変わってくるはずですよ、職員に関しては。そういった意味ではタイムラインを作成しておけば、その時系列で逆にどう動けば良いのか、あるいはどう動けば分からない住民に対してどう説明すれば良いのかという事がすぐ出来るのかなと思いますので、そういったところも活用を広げていただければと思いますし、防災訓練についてははっきりと回答ありませんでしたけども、訓練も旧態依然の展開型の訓練より、今現在やってる地域はターゲットを明確にした実践型の訓練に移っているというのが現状だと思います。おまけにどう動けば良いかという住民に対して、やはり予防的避難開始のシミュレーションを行う、タイムスケジュールに沿ってですね。そういった事が避難開始のタイミングを理解していただく事に繋がるというふうに私は思

います。それが、防災の本質、予防の近道かなというふうに思います。再度、タイムラインを活用した防災訓練の考え方を町長にお伺いいたしますけども、実際、諫早市でこの5月に総合水防訓練が本明川の氾濫を想定した内容で、行動計画、定めたタイムラインに基づく情報伝達や避難支援などを確認する、もう実践型の訓練が始まっているのは御存じだというふうに思います。新たな防災のやはり時の流れに乗って、長与町もいかななくてはいけないかと私的に思いますけども、町長いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

先般、諫早で行われたばかりでございます。私も、長崎市の防災訓練に出てまいりました。やはりこういった形で実際やっていくというのは大事だという事で、長与町も防災訓練は議員ご存知のとおりやっております。ただ、大規模かと言いますと、どうしても長崎市とか諫早ほど大きくないんで、そこまで大規模化出来ませんが、それに例えば、地震があった時にも、先般の熊本地震におきましても、長与町は実際、震度3というのを出しているわけでありまして、無縁ではないという事でございます。長与町もそういった形の防災訓練というのは、小さいまだスケールではございますけども、きっちりこれを続けていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

では、次の質問に入りたいというふうに思いますけども、土砂災害については、梅雨時の起こりうる災害かなというふうに思いますけども、これも長与町でも考えられる災害かなというふうに思います。そこで、ハザードマップ等に記載されてますけども、土石流危険渓流地区及びその危険区域と急傾斜地崩壊危険箇所及びその危険区域に住む住民の皆さんと日頃から防災に対する取組状況や連携についてどのようにされてるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。まず、急傾斜地崩落危険箇所ならびに土石流危険渓流箇所というのは、地域防災計画にも掲載をさせていただいております。また、昨年各自治体毎に全てハザードマップを作成して、全世帯に配布をさせていただいております。そのハザードマップの中にもその箇所を明記させていただき、なおかつ避難場所につきましても表示をさせていただいております。今後はそういうのを活用していただいて、また各地区の消防団との連携も図りながら、そういうふうな危険箇所というのを確認をしていただければと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

今、回答ありましたけども、その前に町長の回答にも町全体として訓練は出来ないというような話も伺いましたけども、町民を災害が起こる場所と時間から退避させる。そして1番重要は自然災害と住民を戦わせないという事が1番大事かなと思います。そこで今、危険区域等々で取組や連携について回答ありましたけども、今、目で見える形での連携という形と訓練という形で、1つぐらいモデル地区を設定していただいて、町と、自治体と共同でそういったものが出来ないものなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

今の事にお答えさせていただきたいと思います。まず危険区域等につきましては、先程申しましたように各地区によって、それぞれ場所等も表示しております。また、そこにその範囲内にお住まいの方につきましては、それぞれの地域の中で、それか自治会長であったりとか危険箇所のチェックの時の消防団の方であったりとか、そういう方々との連携を日頃からしていただいておりますという事がまず大事かなと思っています。まずは、自分の身は自分で守るという第1原則でございますけども、それに向かって避難をしていただくというのが大事かなと考えております。また今後は、今回それぞれの自主防災組織の皆さんからの訓練というのも上がってきておまして、28カ所、訓練の所もあっておりますので、そこには避難訓練というのも含まれておりますので、そういう方々とのまた更なる連携を図りながら訓練をさせていただければと思っています。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

積極的にそういったところは、やはり自治会と町と共同で何らかの形でやっていただかないと。やっぱり自治会、自主防災、小さな所にやれって言ってもなかなか行動出来ないし、内容もどういった内容でやれば良いのか分からないと思います。そこはやはり自治体、町の方が手を差し伸べて共同で見える形でやっていただくのが1番スムーズに事が運ぶのかなと思いますんで、そこら辺をよろしくお願いしますし、そういった中で1番そういった土砂災害について危険地区に指定されていた場所、記憶に新しいと思いますけど、2014年広島の土砂災害です。1番重要な所はその危険な箇所に人を住ませた、自治体として移転促進を含めた考え方が無かった、そしてそこに宅地の造成を行わせた。で、土砂災害が起きた1番下には公営の団地も建ってたという事だと思いますし、この2014年の災害を風化させたらいけない。長与町もそう、私は思います。

そしてその広島の災害が起きた地区のハザードマップを見れば、上から重ねますと起きた箇所はしっかりと赤の土砂災害警戒区域だったとこういった現状であります。そういったならば、やはり、町民を自然と戦わせない。それをやはり自治体として、時間は掛かるかもしれないけど、しっかりと町民を守っていただける、そういった取組もやってほしいなというふうに思いますので、よろしく願いしときたいと思います。

それと続いて、消防団関係の連携についてですけども、各分団とも人員確保には苦慮されているのかなと思います。そして、そういった中でもやはり町の方は消防団協力事業所表示制度を導入して、人員確保に向けた新たな取組も始まっているのかなと思いますけども、そういった中で、本町の団地開発に伴って、言えばビューテラス北陽台300世帯ほどです。ニュータウン入口の池山土地区画整理事業も始まっています。約100世帯程かなと伺っております。それと、高田南地区の区画整理事業もそれぞれ世帯数も徐々に伸びてきているという事で、各地区の分団における人員バランスですね。分団の人員バランスについて、特に各種災害を想定した時に、このバランスは問題ないのか、各分団毎に。そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安定課長。

○地域安全課長（山口功君）

消防団員の人員バランスという考え方でございますけども、まず本町には第1分団から第9分団まで、昔でいう郷に配置をさせていただいております。これは、もう従前、この消防団発足からこの区画割というのは変わっておりません。ただ計算を実はさせていただきますと、まず消防団1人当たりに対する人口の割合というのが1人につき155人、それから消防団員1人が対する世帯割というのは61人となっております。現在、本部分団を除いた全部で290名ですけど、本部分団が16名、274名の団員でそれぞれ平均値を出しましたところ、そういう数字になっております。ただ、これが先程、御指摘ありますように各地域でのバランスがどうなのかという事もございますけども、実際、いざ災害、特に火災等があった時は3個分団の出動を考えております。それは隣接する3個分団がそれぞれ受け持ち区域をお互いにカバーしながら出動していただく形になります。またこれが第2次出動や第3次出動になりますと、第3次出動になると全分団が出動するという形になってます。これは風水害においても第1次、第2次というふうに分けておきまして、確かにバランス的にはいろいろありますけども、ただ、出動する分団におきましては、それぞれがカバーする形で対応をさせていただいております。また今後は先程お話がありましたように、団地開発等による人口や世帯数によっては出動区分もまた変更して考えていきたいと考えてます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

出動等のそういった割り振り等は理解しますけども、災害も小規模から大規模あるのかというふうに思います。小規模は、今言ったように対応出来るのかなと思います。これが全町的に起きた場合、大規模災害が起きた場合、各分団、多分離れきれないと思います、自分の地域から。そういった事を考えれば、やはり団員の適応人員はどうなのかと考えさせる部分もあります。そして団員の地域コーディネーター的役割のあり方はどうなのかと、その時に。そして、団員数の確保に向けたそういったこれまでの新たな取組はどうなのかと言われる。この3つが心配される事が起こるのかなと思います。そういった大きな問題もあると思いますから、ここは各分団の地域で抱える負担や課題、それぞれ防災会議等で伺ったというような話もありますけども、それぞれ本音をお伺いして、双方向が言えるようなそういった会合をぜひ開いていただいて、負担あるいは課題に向けた取組、あるいは課題に向けた解消をしていただきたいなと思いますので、そこはよろしく願いしときたいと思います。

それとハザードマップ関係ですけども、今回新しく作成されたという事で、私も自主防災部長なのでそれをいただいて、自分たちの集会所の方に貼らせていただいておりますけども、そういった中できれいな色分けになっておりますが、現在、男性で20人に1人、女性で500人に1人と言われる色弱者がおられると言われております。そういった方々がやはり見た時にカラーユニバーサルデザインというやつが今あります。そういった中で、そういった方々、色弱者の方々が見れるハザードマップの対応になっているのか、本町のやつが。そこをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

今、議員がお話しされたようにはなっておりません。ただ、土砂災害法が予定でございまして、これに加わりますので、それによって危険区域等がまた新たに設置されますので、これにつきましてはハザードマップの作り替えを今検討しているところでございます。それにおきましては、先程御指摘あった内容につきましても今後検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

今後の作成時に反映していただければというふうに思いますし、そういった中でも、やはりカラーユニバーサルデザイン機構の認証マークというのがその場合につきましますので、ぜひともそういった認証マークのついたものでやっていただきたいなというふうに思いますし、なかなか色弱者の方も見て、自分でなかなか言いづらい場面もあるのかなというふうに思います。そういったところの配慮も必要かなと思いますので、よろしく願いしていきたいと思っております。それと全体的な防災訓練は出来ないという町長の答弁あり

ましたけども、過去に、最近ですけども国体の時1回、町民運動会を中止いたしました。そういった関係で、翌年はスムーズに運営出来たと私は思います。朝からテント撤収まで居ましたから。そういった考え方でいけば、町民運動会を1年ぐらい休んで、2年おき3年おきでやっていただいても、逆に町自体も町民運動会よりも人集まるのかなと思いますんで、そこら辺十分、町長のリーダーシップ取っていただいて4万2,000人の町ですから、そういった訓練も必要かなと思いますんで、よろしくお話しときたいと思います。

続いて、排水機能の関係に移りたいと思います。回答の中で自治会等からも連絡が来てますと言われましたけれども、そういった水はけの悪い所は町として全体を把握されてるのかという事と町民からの苦情件数は何件、あるいは要望件数は何件出てるのか、そこら辺、分かっていたらお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。雨水が溜まってるという事で、私どもがパトロール、後は自治会等々から言われた所につきましては、今現在のところ三彩の交差点、それと斉藤地区につきましては、水がちょっと溜まってなかなか出が悪いという事で、御報告をいただいているところでございます。また、今現在、舗装で轍掘れと言いまして、凹凸がある舗装、車道の部分については低い所に水が溜まってるという所が何か所かございます。それともう1つ、通報等が何件ぐらいという事でございますが、件数については把握はしておりませんが、相当数あるという事で御理解いただければというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

それぞれ地域的に見ればやっぱりそれぞれ自治会からの要望、苦情も来ているのかなというふうに思います。特に三彩地区、私も毎日通っておりますけども、やはり大雨の時にはいつも水はけの悪いというふうに思いますし、それが今の気象状況の温暖化傾向に入って、一昔前までやったら、もうすぐ雨が止んだら水が引きますけん、すいませんね、ちょっと待っててくださいねで終わってしまったかも分からんですけども、こういった気象状況、温暖化になってきて、すいませんね、すいません、それが毎回続くようであれば、やはりこれはそこを通行する人たちのストレスに変わってくるのかなというふうに思いますし、逆に車を運転する人にもストレスになっていくのかなと思いますんで、そこら辺をここの三彩にちょっと特化しますけども、いろいろな取組やってるのは重々承知しております。なかなか本当に低い場所なんで、一時的に降ればそこに集中してくるという事も理解しておりますけども、やはり住民のストレスを解いてやるという取組

は、自治体としてやっぱりやってもらわないと困るものかなと思いますんで、いろいろなそういった中で対策もやられてるという事で、側溝の改修や集水桝の設置をして、そういった諸々対策を打ってやってきておりますが、その他の新たな対策というものがあればお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

日名子土木管理課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。今現在雨水が、三彩の所を例に挙げますと、あそこが四差路でございまして、嬉里方面それと岡、佐敷方面と車道の上を水が走ってくるという事でございまして、あそこに溜まった水を減らすというのは側溝を太く、大きくすれば足りるんですが、その車道の上を水が走ってくるという事で、横断歩道を渡れないという事が生じますので、まず、その集中する水、これを何とか分散をしたいというふうに考えておるところでございまして。それでちょっと水を、先程集水桝というお話も出ましたが、桝を大きいのを付けて、一旦、そこで貯めて、雨が止んだ後ぐらいに流すという方法もあるかというように考えておりますが、今のところ分散する方法等も考えながら、今現在、検討をしているという状況でございまして。以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

いろいろと対策を取れるかというように思いますけども、ちょっとよその自治体のやつで見てみたら、歩道の下に雨水の貯留、浸透タンクというものを試験研究的に置いて、今調査してる所もあります。今まではタンクに貯めるだけ、一時的に貯めておくだけが主流だったと思いますけども、逆にその貯まったやつを浸透させていく、無くならせるというような新たな取組もされているようなんで、ぜひ、そういった所も研究させていただいて、なかなか、排水、追いつかないところもあるかと思いますが、そういったところも、ぜひ導入出来ればやっていただきたいなというふうに思います。

次に、大きな2つ目の海外情勢について、再質問をさせていただきたいと思います。これも、1地方自治体で解決出来る問題ではないと私も思っています。しかし、先の東京都の中で、ミサイル発射時には地下鉄が停止したと。もう今までで考えられない事例が起こったというふうに思っております。そういった中でも、しかし必要以上に地方で危機感を感じる必要は無いかなというふうに思いますけども、しかし、住民皆さんに一定の現状の理解と町の考え方は知っていただくべきかなと私は思います。そういった中で、さっき聞き漏れた分もありますんで再度お伺いいたしますけども、本町でも第9次総合計画に国民保護法に基づく適切な対策等記載がされております。そういった中で、現在までの具体的な対策内容を確認したいと思いますんで、1つでも2つでもあれば挙げていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

お答えさせていただきます。まず、どのような対策をといる事でございますけども、先程、議員御指摘のようになかなか1つの地方自治体では、その具体的などというのは難しいところではございますけども、今、実は内閣府から消防庁の国民保護防災課を通じまして各市町村の方に通達が来ております。内容的には要するにホームページ等とか広報に載せて、そういう避難のための広報計画活動を行いなさいという事でございます。それに基づきまして、本町でも町のホームページ並びに広報にそういうふうな旨の広報をさせていただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

そうですね、広報を周知していただく、知ってもらう事が何よりも今回は大事かなと思います。そういった中で、長与町がホームページにアップされていますQ&Aあります。今回、8項目あります。実際、国民保護法ポータルサイトを見れば14項目のQ&Aになってます。6項目、削除されてるんですけども、どうして削除されてるのかなと、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

一応、ホームページの方に載せる分についてはまず町民の皆さんに、まず直接関係する、表現がちょっとあれかもしれませんが、避難の仕方とか、例えば建物内でのどういうふうな立ち位置とか、そのような事を主に載せさせていただいております。14項目の中には、例えば所有している携帯電話のスマートフォンがとか、そういうような内容でございますので、直接まずどれがポイントとして、今直接関係あるのを先に載せさせていただきました。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

今、課長が言われたとおりスマートフォン、携帯電話の使用法それと避難訓練が有ってるか、有ってないか、それと大事なのは国民保護サイレンの方が抜けてます。ここにおられる方、全てが国民保護サイレン聞かれた方って、挙げなくて良いですけど、多分何人もいないのかなと思います。そういった中で、ぱっとサイレンが鳴っただけで、これ何じゃろうかと住んでる方は多分言うはずだと思いますけども。火災が起これば、火事のサイレンというのはいつも慣れてますから分かります。火事が起こったんで、最

後にピンポンパンと鳴って、ああ終わったんだ、鎮火したんだと思うはずですけども、この国民保護サイレン、鳴ったって何やろかと、昼近くやけん昼かなと思う方もおりますけども、やはりここの1番重要なのは、このポータルサイトに繋げていただいて、この保護サイレンを確認していただくのが1番大事かなと私的には思いますけども、やっぱり聞けば危ないんだと、何とか行動せんといかんだらうと。1番の近道ではないですか。いろいろ広報周知するよりも。このサイレンが鳴ったら行動を取って下さいねという事が1番近道なんですけど、なぜ、そこのQ&Aが抜けてるのかなというふうに思うんですけども、そこら辺、もう一度お聞かせいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

先程も申しましたように、もちろんサイレンというのが重要であるという事はあるんですけども。実は、よその自治体では誤報が鳴ったりとかして、それを急遽謝ったという所もありますし、これについて取扱いについては、ちょっと今後検討させていただければと思います。また、先程のサイレンの後に、そういう避難のメッセージも流れますので、それと合わせて避難行動を取っていただければと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

ぜひ、そこら辺は検討していただいて、流すのではなくて、それをお知らせするという事、私が言ったのは。間違えますので。それと後で情報が流れますという事ですけども、防災無線、せっかくデジタル化していただきましたけども、やっぱり聞こえの悪い所あるんです。こういった梅雨時期、雨戸締めて、雨音が激しい時には多分あんまり聞こえないのかなと思いますんで、そうしたらサイレンが、これはそのサイレンやなど聞いた人は分かると思いますんで、そこら辺しっかり情報として提供していただければと思いますんで、よろしくお願ひしときたいと思いますし、既にくどいようですけども防災訓練、この有事の弾道ミサイル関係の訓練も山口県でもされてますし、福岡県でもされております。そして、長崎県でも夏に実施を検討しているのかなというふうな記事もありました。そういった意味では、これはもう現実的なものとしてそろそろ行政も捉えてきてるのかなと思います。やはり本町においても、しっかりとした認識の下、住民の理解を深めていただく具体的な施策を取るところに来てるのかなと思いますんで、併せてお願ひしときたいと思います。

それと最後に児童生徒関連について再質問したいと思います。現在、地域の皆さんと学校、警察等々の関係機関が協力して地域での児童生徒の見守りを行っていますが、これ全て見守りやっけていただいている方がボランティア活動の中で活動しているのかなと理解しております。そういった方々に見守りの活動時についてどのような指導をされている

のかという事が1点と、また、見守り活動の更なる向上に向けた何らか新たな取り組みがあればお伺いしたいと思いますし、長与町通学路交通安全プログラム関係も、重々見てきましたけれども、そういった関連も含めて、新たな取り組み等あれば、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今の御質問にお答えいたします。まず、ボランティアに対しての指導ですが、これについてはやっておりません。ボランティアの方々のそれぞれの活動の方針にお任せをしてるような状況でございます。更なる取り組みにつきましては、今、御指摘がございましたのでこの事を参考にして、今回の様々な事件がございますが、この事が本町で無いように指導の体制と言いますか、連絡の体制を整えていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

いろいろな方の協力をいただいて子ども達を見守ってるという形は、先程言いましたけど本町の強みかなと思っております。そういった中、やはり見守りの中で各種団体が合同の形で行っているというふうに思います。そういった中で統括をされてる所あるいは管理をされている所あるいは指示、命令をされている所、その責任の所在は明確になっているのかという事で、ちょっと不安に思う所ありますので、そこら辺、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

お答えいたします。議員の御指摘にあるような責任の所在等については、教育委員会としては把握をしておりませんし、これがどこにあるというふうな事も把握してないのと同時に、その所在について明確でない所の団体もあるかと認識をしております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

せっかくやってるボランティアの方々をじゃあ誰が守ってやるのか、いろんな事件が起こった場合、そういった事を考えれば、何か1本ラインが通った管理するという意味では1番良いのかなと思っておりますけど、そこは構築に向けてやっていただきたいと思っておりますし、これ御存じかもしれませんけども、群馬県の前橋市で下校途中の小学校1年生の

女兒を見守りの防犯の腕章をした方が触ったと。しかし、その方は全然見守りの隊員でも何もなく腕章を悪用というか、そういったのをはめてやったという事で、その前橋市の見解では所属しない人が腕章を手にする事は無いと言ってますけども、実際にされてたという事です。そういった意味では安全安心、防犯腕章はちょっと問われるのかなと思いますんで、先程、私が統括、管理、指示、命令というような形でお伺いしましたけども、そういったところを早急に構築されて、せっかくやってるボランティアの皆さんを守ってやらんといかないのかなと思いますんで、そこら辺十分御配慮いただけないかなと思いますんで、よろしく願いしておきたいと思います。それと現在、見守り隊の方はやはり交通事故重視の、子ども達を守る対応になってるのかなと思いますけれども、もちろん青色パトロールとか全体的な児童の見守りもやってる事は理解しておりますけども、そういった中で、最近、自動車メーカーのCM等を見れば、もう人を車は守る時代に入って来ているのかなと。これから段々、そのグレードが上がってくるのかなと思ってるなら、見守りの方が段々、それが減ってきてても、突発的に起こる交通事故は別として、やはり人を車は守る時代に入ってくるんだと、これからは。そしたら、どこに重点を次に置かなくてはいけないのか。今、言われてる子ども達が見えなくなる死角の排除だと思いますし、その死角を、ぜひ長与町としても子ども達を交えて、見える形の見守りという形でやっていただきたいと思いますし、なかなかその時に集まっても、大人だけの目線になってしまう所があるかなというふうに思います。先程、110番の家の件数とか言われてましたけども、結局110番の家の旗あるいはシールに関しても、子ども達の目に見えるのかな、はっきり言って。1メートル前後の子どもに関しては上なんて見えないんです。みんな上に掲げてあるというのも、大人目線になってるのかなと思いますんで、そこら辺、子ども目線に変えた、そういった取り組み、死角を無くす取り組みというのも今後考えていただきたいと思いますが、そこら辺、どのように考えておりますか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

議員おっしゃるとおり、子ども目線じゃないかなというのは分かります。私も旗を掲げた時に私の目の位置で子ども110番の家というシールを貼りましたので、そういうところ今後、注意しなくちゃいけないなと考えていました。それと先程から統括したものを作らなくちゃいけないというような形が御指摘出てきておりますけども、簡単になかなか出来ないというのはございますので、まずは、やはり学校、教育委員会、PTA、見守り隊のこの4団体辺りが常に連携して情報の提供をし合うという事が1番大事じゃなかろうかと思っております。それと子ども目線でもっと改めなくちゃいけないという事もありまして、学校では交通安全マップ作りだったりとか、大声を出す練習だったりとか、いろんな活動もしております。私どもとしては1番しなくちゃいけないのは、子

ども達が1人で登下校はしないような事をやはり指導していかなくちゃいけないのかなというところがございます。それと、もう1つは、先程、言われております車、ドライブレコーダー的な物がございますので、そういうものも活用しながら、子ども達の安全を見守っていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

よろしく願いしておきたいと思います。最後の質問になりますけども、今ちょっと次長の方から出ましたけども、公用車及び青色パトロール車について、ドライブレコーダーの推進を私、多分過去の一般質問の中でお願いしとったかなと思います。やはり、昨今の事故を見てみると、必ず防犯カメラの記録映像が流されておりますし、事件解決にも繋がっているのかなと思います。防犯カメラの少ない本町で、やはり町内を走り回る公用車及び青色パトロール車について、防犯対策上必要かなと思いますけども、再度、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

公用車につきましては昨年2台、ドライブレコーダーを導入した経緯がございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

何台中2台ですか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

公用車、契約管財の方で管理している30数台の内の2台でございます。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

このドライブレコーダー、高価な物じゃないのかなと。2万も3万も10万も50万もするもんじゃない、何千円の世界です。これは。安いのは1,980円、通販でも売っております。そういった意味ではギガ数が増えていくだけで、録画の時間が変わるだけだと思いますから、そういった意味では今回の議案にも出てますよね、公用車の事故。合わせて、そういった公用車の業務内での事故防止の観点から目に見える指導の形で全車に取り付けてやっていただければ、そういった指導も踏まえれば、事故件数も減ってくるなら一石二鳥でしょう。そう思いますけど、町長どうですか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、おっしゃったようにこれ有った方が便利だと思います。事故の件数もありますので。これにつきましては、随時揃えていくように努力してまいりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

分部議員。

○8番（分部和弘議員）

よろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時15分まで休憩します。

（休憩 13時57分～14時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、西岡克之議員の①本町の福祉問題について、②本町の道路交通政策についての質問を同時に許します。

9番西岡克之議員。

○9番（西岡克之議員）

それでは、早速質問をさせていただきます。本町の福祉問題について。本町の児童生徒の医療費補助について、今や全ての市町村に広がった子どもの医療費への独自助成、これに対して国は独自助成が医療費の増大を招くとして実施自治体にペナルティ措置を続けてきましたが、この程未就学児までを対象とする助成については2018年度から減額調整措置を廃止することを決めました。国はこの見直しによって生じた財源を他の少子化対策の充実に充てるよう求める内容とともに、厚労省が昨年末、全国の自治体に通達をいたしました。本町では子どもの医療費は現在、当局の御尽力によって小学6年生まで助成の対象になっております。このことはもう周知の事実であります。中学生までは未だに助成の対象になっておりません。そこで今述べましたことを踏まえて、本町でも中学生まで医療費の助成に取り組んではどうかと質問いたします。

2番目に入浴サービス券について。入浴補助券とでも申しますか、本町には入浴時の補助券を高齢者の皆様に配布して、入浴時の経済的負担を軽減してくれる制度があります。この補助制度に対して町民の方々から様々な御意見をいただいております。そこで改めて本制度の趣旨、現在の利用状況、今後の考え方などについて質問をいたします。

次に、大きな2番目として本町の道路、交通政策について。前回は町内の道路の渋滞解消に向けて様々な質問をさせていただきましたが、私の広報記事を読まれた方から県道33号線東高田地区バス停近くの信号機について、現状もう少し長与側に移設ができないかと地元を含めた皆様方から御意見をいただきました。この現場は町営住宅出入口

が少し離れた所にあり、信号から離れた所ですね、県道との交差点で接触事故が多発しております。安全性確保の観点から移設した方が事故の減少につながり、住民の方々の利便性も向上すると思うのですが、町の考え方はどうか御質問いたします。

以上よろしく申し上げます。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、西岡議員の御質問にお答えをいたします。1番目1点目の御質問でございます。本町の児童生徒の医療費補助についての御質問でございます。御指摘のとおり、未就学児までを対象とする医療費助成に係る国保の減額調整措置につきましては、昨年6月に閣議決定されたニッポン1億総活躍プランに基づき社会保障審議会医療保険部会等での議論を経まして、12月に見直し案が提出されましたのは、先程の西岡議員のおっしゃったとおりでございます。その見直し案によりますと、見直しにより生じた財源につきましてはさらなる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることを求めるものとするとして記されておるところであります。町としましては、子育て世代の見守り体制の強化並びに住民ニーズの高い保育所及び放課後児童クラブの整備を図ることが現時点では最優先課題ではないかというふうに思い、取り組んでおるところでございます。医療費助成拡大につきましても、引き続き検討してまいらる事項であると考えておるところであります。

次に、2点目の入浴サービス券についての御質問でございます。年度内に65歳以上になられる方にお配りをしております入浴補助券につきましては、目的としましては高齢者の外出機会と健康づくりの場を確保すること。それによって健康の保持増進を図り、要介護状態や要支援状態になることを予防する、こういったもので実施をしておるところでございます。平成28年度の利用状況を見ますと、対象者1万537名の方々に對しまして、交付をした人数が9,803名でございました。1冊1,800円分の補助金を1人につき1冊交付しておりますので、金額に直しますと交付金額は1,764万5,400円でございます。しかしながら実際の利用額が685万2,800円でありましたので、それで申し上げますと38.3%の利用率、このようになっておるところでございます。この事業に対しましては対象者の方々からも様々な御意見、御要望をいただいております。今後の方向性につきましては事業本来の趣旨、こういったものを踏まえますと、誰もが健康づくりに関心を持てるような事業となりますよう関係各課と現在のところ見直しについて協議を進めているところでございます。

続きまして、2番目の本町の道路交通政策についての東高田バス停近くの信号機の移設という質問でございます。信号機設置の要望箇所は県道長崎多良見線と町道が交差する場所になっておるところであります。信号機の設置につきましては警察庁交通局より指針が制定されております。今回の設置要望箇所につきましては150メートル以内に

東高田バス停前横断歩道に押しボタン式信号機が既に設置されております。そうしますと信号機が連立することによりまして、さらなる交通渋滞を誘引するということが懸念されるというところであります。なお、時津警察署交通課と他地区との協議の中で、地域住民の同意があれば移設の検討ができるとの見解を伺っております。したがって、今後、地元からの移設要望と地域住民の同意を受けて検討していきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

最初の問いのことなんですけども、全くこの当初の質問に書いてあるとおりでございます。そこで、あえて御存じだとは思いますが、全国の状況はどうかということを少し御説明をさせていただきます。就学前、通院とか入院とか分けてしてるんですけども、12歳までの通院が市区町村では13.8%、240市区町村が補助というか無料に近い所です。入院は275、15.8%、15歳未満は841自治体、47.4%が実施をしている。入院は1,103自治体、63.3%ですね。以前の時に再質問で言ったかもしれませんが、補助に対して所得制限を設けてるところは394市区町村、所得制限が無い自治体1,349市区町村だそうです。一部負担金、本町が確かそれにあたると思います。これは756市区町村で、全然無料というのが、986市区町村が無料だそうです。現物給付と償還払いと、御案内のとおりあるんですけども、県によっては償還払いのところは6件程度あるそうでございます。これを踏まえますともうほとんどのところが15歳、中学生までの補助を出しているっていう形が見てとれます。先程町長の当初の御答弁にあったように、今まで減額措置が取られていたんですが、その減額措置をこれに充てるということはちょっとルール違反なような気がしますが、そこはそこ、どれをどれに持ってきたかっていうのは全く予算を組む上では分からないわけですね。だから逆に言えば充てられないことも無いのではないかなと、多少の財源の増減があっても、これを今までのペナルティの見直しをあった分をこれに持ってくるということもできなくはないのではないかなと、解釈の次第ではですね、いうふうに思います。ぜひやっていただけないかなというふうに思います。今、御説明したとおりでございますので、全国の状況を踏まえながら次年度でも構いませんので、ぜひ、子育てっていう観点、確かに本町は理事者側の御努力で、例えば保育園の数とか、学童クラブの収容人数とか改善はしてると思います。もう目に見えて改善してる場所があります。ただ、次のステップがこの医療費の補助じゃないかなというふうに思いますので、次年度の予算を組む時でも、もし御考慮いただいて、できればというふうに思いますので、町長にその辺の見通しはどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今議員おっしゃるとおり私もはできるだけ子育ての町ということで標榜しておりますけども、全般的に見て、例えば今おっしゃったような、例えば子どもたちが待機児童が出ないようにそういった説明をしたりとかありますけども、これは都会の以外のところでは、逆にそういったものを作らなくても子どもが逆に施設があつて、子どもが入ってくれないというような状況なんですよ。そういった所はどんどん出せると思うんですよ。お金いらないですから、そこにどんどんかけて中学生までも高校生までもかけられると思うんですよ。ところが長与は都市型でありまして、足りないところ、どうしてもどんどん作っていかないといけなくて、待機児童を出してはいけないというようなことでございますので、現在のところはもうそれをまず優先しているということでございますので、その次のステップとして、その中のことも今後やっぱり考えて行かなくちゃいけないだろうということは頭に入っております。以上であります。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。全くやらないというわけではなくて、いろんな先程私も申し上げたようにステップがあると思うんですね。今、何をやるべきかっていうものの。今、待機児童それと放課後児童クラブを充実させる時なのかなと私も理解はしておりますが、その次のステップでこの子どもたちのいわゆる医療補助の充実を図っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、入浴券のことなんですけど、これも私が1期目の時からずっと皆さんから要望を聞いてます。前もお話ししたかと思うんですけど、今のお話の中で、あれ入浴券が1,800円ぐらいなんですよ、価値としては。おっしゃられたように65歳以上の方々が生きがいを感じるように、介護予防にもなるように、また外に出る機会を増やすようにという形で作られている制度だつていうふうに思います。この制度が非常に地域によって利用しやすい所と利用しにくい所とあるんですね。例えば入浴施設が近い所、この役場の後ろ辺りとか、入浴施設がそばにある住宅街とかはできるんですけども、高齢者の方はそこまで行くのに交通費がかかるわけですよ。言われてここまで行くのに金のかかるとさ、風呂もそうそう行けんとかばいという話があつて、特に今、御家庭にはほとんどお風呂があります。そのお風呂を利用しますので、本当は大きいお風呂に入ってゆっくりできれば良いんでしょうけども、車も無いという人たちは、この券がなかなか宝の持ちぐさ的要素になって利用できないわけですね。昔その1期目の時に私が、公共交通機関のスマートカードに切り替えたらどうかっていう話をしたんです。そしたら1,800円の予算なので、あれが3,000円からなんですよ。初期で入れるのが、1,200円足らんわけですよ。補助としてそのお金を出してやってしたら、バスでもどこでも行けるけん、よかとじゃなかかなつていう話をしました。その前段で回数券をどうで

すかという話もしたんですけど、それはもう交通会社の方から回数券は今だめですよっていうふうに言われて、じゃあもうスマートカードですねとしたんですが、スマートカードも金額が足りないのでだめですよと、外に出るということに関しては一緒のことじゃないですかって言われて、確かにそうですけども予算が足りないという形でできないという話をした思いがあります。ぜひ今、お話の中では利用率が38.3%っていう形で、予算を組んでも確かこれぐらいの利用率がずっと続いているんじゃないかなと思うんですけど。これぐらいで推移しているならもうそろそろ変えても良いんじゃないかなと思いますけど、今までの利用率って分かりますか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

これまでの利用率ですけれども、先程町長の答弁にもございましたが、28年度の利用率が38.8%になります。そして、27年度の利用率がちょっと手元にあるんですけども、実際に配布を行いました券の送付方法が違うものですから、ちょっと率が変わってくるんですけども、27年度は49.7%というふうになっております。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

それも高齢者の方からお尋ねをしました。今年というか、今年度になってこれで利用できる温泉施設の数が減ったとかいう話も本当か嘘か知りませんが、噂では聞きました。どういう意味があるのか私には分かりませんが、5割以下ですね、だったらもうそろそろ別のやり方を考えられた方が良いのかなっていうふうに思います。こういうと温泉の施設の辺りの人から苦情が来るんですけども、しかし、こういうサービスとは、この手のサービスというのは全体が対象なので、一定地区だけが恩恵を被るというのはちょっとサービスの趣旨に反するのではないかなって思います。ですからもし今後、サービスを変えるのであれば、できるだけ遍く町内の高齢者の方々がこのサービスの恩恵を受けられるようなサービスに持って行った方が良いのではないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

中山健康保健部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

ここに来て初めての答弁でちょっとときどきをしております。今後の事業をどうするかという観点でよろしかったでしょうか。

健康づくりに関心が持てる事業につきましては、先程入浴サービス券のところの説明がございました高齢者の外出機会の創出と健康づくりの場の確保などを考慮して、今度は少し幅広く事業を展開したいと思ひまして成人から高齢者までの方を対象に、もちろ

ん健康に関心のある人はもちろんなのですが、さらに健康づくりに無関心の方を引き込む施策、これを現在、関係各課によりまして、見直しというか協議を進めております。健康に関心のある方はいろいろな事業にすぐ参加をしてくださいますが、それ以外の方をどうするかということで、先程の入浴サービス券の対象者も含めて、今、具体的な事業を検討しているところです。まだ、何をするというまで至っておりませんが、そういうふうな状況です。以上です。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。考えておられるということで、希望を持って見ていきたいと思えます。その際、本当にこれは注文というか、激変緩和措置とでも言いますか、いきなり全部これにしてしまうと先程申し上げたように周辺の方々が今まで利用されてきた方々もいらっしゃるわけですね、そこも少し考慮しながら変えていくという形を取られた方がよりハレーションが少なく良いのかなとも思います。そこもちょっと加味していただければという、経年で何年かという形で、2年なり3年なりでそういう形で考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、信号機のことです。これはもう同僚議員も質問はされておりましたけども、今、県道33号線の東高田バス停付近についてる信号機のことなんですが、確かにバス停の近所に手押しボタン信号機があって、バスを利用される方々は非常に便利だと思います。それだけならば良いんですけども、こちらからいきますと少し手前の方に町営住宅に上がる角地がございます。町道と交差しているところですね。そこでよく事故を目にします。何件ぐらいあっているのか、把握をされてますか。年間、ずっと経年でも良いんですけども。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの西岡議員のご質問にお答えいたします。ざっくり申し上げまして、東高田バス停付近という形になりますけども、その交差点内ということはちょっと厳しいところがありますので、実は物件事故でございますけど、26年度に3件、27年度に3件、28年度に6件、29年度に2件発生をしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

年に必ず3件、あの付近で必ず3件、恐らくこの3件はもういわゆる警察の事故という処理をした形で表に出てる数だと思います。まだ恐らくこの下にはヒヤリハットという、それに至るまでの危ない状況っていうのがピラミッドのようにあるわけですね。

その3件とか6件とかいうのは頂点の事故の数だけであって、もっと危険というのはその下に膨大な数があるんじゃないかなと思います。

私も議会とか来る時に朝からたまに、ぴっと横から出てきて非常に危ないというのが数度ありました。かなりここは危ないなという感がいたします。ぜひこの所に今ある信号機を増設じゃなくて移設ですね。移設で持ってきていただきたいと思うんですけども、先程答弁の中で関係機関の考え方が出てましたけど、もう一度、警察の方の考え方はどうなったのかという、お尋ねしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

先程の町長の答弁の中にありましたけども、移設の場合には近辺の住民の方々の同意が必要になってまいります。同意の範囲をどこまで求めるかというのはその利用されている方をどこまでどう把握するかということに関わってきますので、そこはまた協議をさせていただく形になるかと思っておりますけども、とにかく信号機の移設については、これは時津警察署ともちょっと話をしたんですけども、時津警察署管内では信号機の移設は今までは無いということでございますけども、ただ、最終的には県の公安の方で決定をさせていただきますので、そちらの方に要望という形でさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

時津署管内では確かに無いと私も聞きました。移設に伴って、今私が申し上げた交差点内に移設をする場合に、私もちょっと下調べをしたんですね。その時に住民の方が要は横断歩道をつけて、信号機を利用するのに人溜まりの所がいるという意見もいただきました。それをまず作らないといけませんよっていう話を聞きましたので、まずそういうふうな形も、要するにボタンを押して人が待っとく場所、そこも必要となりますよという話を聞いたんですよ。それもし、今後、例えば要望する時にここもこういうふうな形で考えてますという形で、両方、片一方だけじゃなくて、町営住宅から下りてきた側だけじゃなくて、渡って向こう側にも安全に人が待機できる場所が無いといけないというそれは一つの条件だそうです。それもこういうふうにして考えてますっていう形で、要望を時津署、公安という形で投げさせていただきたいと思います。

それがそろえばそう無碍にも、その事故の件数とか、先程課長が言ったように住民の同意で、どこまでの住民のかと。全域なのか、それともあそこから上った上の方々だけなのかというのも非常に判断が分かるところだろうとは思いますが、それが1つの形として出てくるのが自治会かなと思います。その自治会の方々の御意見とか集約とかしたことはございますか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

議員から今お話をいただきましたように自治会からの要望も受けてはおります。ただ、その先程申しましたように範囲というのは、そこではお示しをしておりませんので、確かに公共的なもちろん横断歩道というのは無くてはならないとどこでございますので、先程言われましたように施設の設置場所についても、また移設をしたとしても移設場所は、果たして基準どおりの目安となりますからそれに適応しているのかどうかをちょっと判断をしなくちゃいけないので、自治会等には個別にあたったということはございません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

そこら辺の例えば、これは手法の問題もあると思うんですね。ある自治会からも要望した、この自治会からも要望したとかですね、それを何回も要望を重ねると。それとプラス学校、小学校、中学校、PTA、そういうふうな様々な方々の要望を重ねていくというのがないと、行政としては、県の方としては1か所だけじゃないかなっていうふうに、見えないと思うんですね。そういう重ねた要望もしていただきたいと思うんですけども、学校関係とかどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

先程からお答えしてますように今後、設置を希望されている箇所というのはまだ具体的には上がってきておりませんので、それがどういうふうな形になるのか、そういうのを検討を含めながら、先程言われましたように要望される方の内容等についても検討させていただければと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ちょっと答えのかみ合っただけなんですけど、確かにもう移してくださいという前提のもとでお話をしてるわけですね。そこで私が言うのは、自治会だけでなく様々な団体からも要望を出してくださいよというのを言っているの、今までもう1回ぐらい、ちょっと話戻ります、1回ぐらい要望書は出したんですね。1回ですか、2回ですか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

昨年の7月22日に地元自治会からの要望の中にもございましたので、その後、時津警察署を通じまして、県の方にもお願いという形で連絡をしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

ということは、1回だけということですか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

私の記憶では、私が28年4月からここに担当しておりまして1回だけでございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

この場で言うのはどうかと思うんですけど、1回だけじゃそう簡単に動いてくれないと思うので、何回も何回も根気強く行くことが大事だと思います。そうしないと要望される側としては1回言われても、ほぼほぼ頭の中には入ってないんじゃないかなと推測いたします。何回も何回も数を重ねて、また、他の機関からの要望もやっぱり出していくべきだと、そうすれば早急にスピード感を持ってつけてくれるのではないかなと思います。今後どうですか、いかがですか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

繰り返しになりますけど、まだ要望自体がまだ具体的に上がってきておりませんので、まず地元からの要望を受けた後で、また、それに対応していきたいと思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

上がるのを待つのではなくて、こちらからアプローチをかけたらどうですかっていう話なんですよ。住民の方々から自治会から上がって来るのを待つのではなくて、例えばこっちの方からこういう議会で質問がありましたと、おたくの団体では困ってませんかとか、PTAでは困ってませんかとか、そういうふうな形をこっちから投げかけたらどうですかっていうことを私お話をしてるので、待つとったらそれはどこも上げて来んと思います。それを今言ってるんですね。ちょっと感覚が違うかなというふうに、かみ合

わないなと思います。それを様々な団体に、考えられるところに、どうですか、こういう議会で質問がありました。お宅は困ってないですかとか、お宅はどうですかっていうのをやってくださいよっていうのが私の質問の趣旨でございます。いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

一応今回、こういう形で御質問の中に要望という形のお話もいただいておりますので、おっしゃいますように、まず現地の確認、それからこれまでの経緯、それから時津警察署ともそこら辺は現地確認をして話し合いも何度かやっておりますけども、ただ、それも含めてどういう範囲で、どういう形でやっていくのかというのもやっぱり検討していく必要がございますので、そういう流れでさせていただければと思っています。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

西岡議員。

○9番（西岡克之議員）

分かりました。もうこれ以上言いません。

なら、そういう形で要望をして、できるだけ早く安全性の担保をつけてあげられればというふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時5分まで休憩します。

（休憩 14時48分～15時05分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、安部都議員の①教職員の長時間労働問題と今後の働き方改革について、②男女の育児休暇取得率の向上についての質問を同時に許します。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆さんこんにちは。本日の最後の質問者となりました。お疲れのところ最後までおつき合ください。それでは質問をいたします。

①教職員の長時間労働問題と今後の働き方改革について質問いたします。2014年経済協力開発機構OECDの調査で、諸外国に比べて日本の教員の労働時間が長いとの結果発表を受けました。15年に文科省は解消に向け、ICT導入で負担の軽減を図るガイドラインの作成やスクールカウンセラーや地域の人材が学校運営に関わるチーム学校体制を目指すなど外部人材への調査業務見直しの委託を行い、負担軽減に取り組んできました。しかし、今回の調査結果から効果が表れていないことが分かりました。それに鑑み、文科省の今後の対策を踏まえながら町の働き方改革をお伺いいたします。

1、週勤務時間の平均は小学校、中学校の全ての教員や職員、役職含むで平均勤務時間はどのくらいでしょうか。

2、小・中学校教員の学校内勤務時間が週60時間以上の教諭がそれぞれ何パーセントいるのか把握していらっしゃいますでしょうか。

3、超過勤務の軽減策として、対策は考えているのでしょうか。

4、制定から1年以上経過したストレスチェック効果の有効性はあったのでしょうか。

5、長時間労働やストレスによる病休者や自死につながったケースがこれまでにあるのかお伺いいたします。

②番です。男女の育児休暇取得率の向上についてお伺いいたします。2015年度に国が調査した男性の育休取得率は約2.6%でした。それを20年度には13%にする目標を掲げております。また、昨年度の長崎県内21市町の男性職員の育休取得率は1.6%に留まり、少なくとも12市町、本町も含むで過去に取得実績がありませんでした。平成26年12月にながさき女性活躍推進会議が発足し、本町も主旨賛同会員として前向きに取り組んでおります。それを踏まえ、今後の課題と育児休暇取得率の向上に向けた対策をお伺いいたします。

1、過去3年間の男女育休取得の実態はどうでしょうか。

2、男性取得実績が無いのはどのような理由が考えられるのでしょうか。

3、職場での取得実績を促すための対策は考えているのでしょうか。

4、ながさき女性活躍推進会議にて自主宣言登録を行い、積極的な今後の取り組みをお伺いいたします。それでは、答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、今日、最後の一般質問者であります安部議員の御質問にお答えをいたします。なお、①番の御質問につきましては所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、②番の御質問についてお答えをいたします。

はじめに男女の育児休暇取得率の向上について、①の過去3年間の男女育休取得の実態というご質問でございます。育児休業の取得につきましては女性職員が平成26年度が3名、平成27年度が2名、平成28年度が9名で取得率は100%だったのに対しまして、男性職員につきましては過去に2名の男性職員が育児休業を取得したことはあるものの、この3年間の内に育児休業を取得した男性職員はおりません。

次に、2点目の男性職員の育児休暇取得実績が無い理由についてという御質問でございます。これまで、職員の男女比率におきまして男性の割合が高かったわけでありまして、男性職員に育休を取るという認識が低いことや、一般に男性は女性に比べて育児休業期間が短い傾向にあるということから、代替職員の手当をせずに職場のメンバーに仕事を割り振るなどによる周囲の負担の増加あるいは仕事が遅れるなどのイメージがある

こと、そしてまた、所得が減少するという収入に対する不安など、育児休業制度についての知識不足によるものであったように思われます。

3点目の職場での取得実績を促すための対策という御質問でありますけれども、現在の職員構成は今までとは随分変わりました、かなり若返ってまいります。結婚、出産、子育てを迎えている職員も多くいるところであります。育休取得がされやすいよう前の議会におきまして育児、介護休業制度や職員定数に係わる条例等の改正もさせていただきました。今後とも出産休暇、育児休業、特別休暇など各種制度の周知を図るほか、恒常的な長時間労働などを原因として職員が家族とともに過ごす時間を減らすことのないよう、業務のスリム化あるいは効率化、効率的な業務体制の構築というものを図っていきながら時間外勤務の縮減にも取り組んでまいりたいと、そのように考えております。また、人事面におきましても適正な職員の増員や配置によりワークライフバランスに配慮した職場環境を整備することで、育児休業や子育てのための休暇などを取得しやすい環境づくりに今後とも努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、ながさき女性活躍推進会議を受けての今後の取り組みについての御質問でございます。本町における女性職員の割合は平成27年度は33.8%、平成28年度は4月1日現在で35.5%で、女性の職員数は増加傾向にあります。採用試験における女性職員の占める割合についても同様の傾向となっております。また、女性管理職につきましても、平成27年度は女性管理職が4名に対しまして平成28年度は5名となっており、全体の管理職の13.5%を占めるところまできております。さらに、今年度におきましては初めてとなります女性部長の登用を図るなど、女性職員の活躍推進を実施するため庁内横断的な推進体制を図っておるところであります。今後とも、ながさき女性活躍推進会議におきます自主宣言登録も検討しながら、女性が能力を十分発揮し活躍できますよう女性職員の多様な働き方に関するセミナー、そういうものや女性職員向けのキャリアデザイン研修などの参加を呼びかけてまいります。それとともに、長時間労働を前提としない働き方の構築、先程申し上げましたワークライフバランス推進に資するような効率的な業務運営あるいは良好な職場づくり、人事評価の実施など、男女を通じた働き方に関する意識改革を進め、女性職員の活躍推進に今後とも努めてまいりたいと思っております。私からは以上です。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

私の方から、1番目1点目の週勤務時間の平均ということでお答えします。町内の各小中学校において、小学校、中学校の校種別と、28年度の年間の平均を回答します。小学校が50時間42分、中学校が54時間39分となっています。小学校、中学校合わせた平均は52時間41分でございます。

1番目2点目の学校内勤務時間が週60時間以上の教諭のことについてお答えします。

先程同様、町内の各小中学校において、小学校、中学校の校種別で言いますと、今年度4月と昨年度の4月、昨年度年間を通してということで、月当たり勤務時間が60時間を超えた教諭の割合をパーセントで回答いたします。平成29年度4月小学校は2.9%、中学校が24.5%、昨年4月が小学校8.1%、中学校が33.0%。平成28年、昨年1年間の平均ですが、小学校で4.4%、中学校で17.9%となっております。

1番目3点目の超過勤務の軽減策はどのようになっているかということですが、現在のところ大幅にカットできる業務は学校内にはありません。1つ1つの業務について少しずつ削減を積み上げることにより、超過勤務時間を軽減していく取り組みをしていきたいと考えております。具体的に例を挙げますと、小中学校共通ですが、小学校の勤務時間が4時45分、中学校が4時40分になってます。それで教職員に19時までには退庁するように促してます。また、中学校において、超過勤務の大きな要因を占めております部活動については、教員が削減しやすいように、今年度より部活動の時間等を定めた各学校の部活動細則を町内で統一いたしました。共通実践により部活動時間の長時間化に歯止めをかけているところでございます。

1番目4点目の質問であるストレスチェックの効果の有効性ですが、結論から申し上げますと有効性はありましたとお答えします。平成28年度は1回目に9月5日から9月18日まで、2回目12月5日から12月18日に実施しました。このチェックにより2つのフィードバックがありました。1つは、各個人へのフィードバックです。チェック直後に自らの状況を把握することができました。そこで客観的に自らのストレスをチェックできたということで、自己分析、自己対応が可能になりました。2つ目は町内学校全体のフィードバックです。全体像が把握できたことは大変有益でした。町内には全体の8.1%の方が高ストレス者であるという結果が出ております。高ストレス者のストレスの要因の1位は小学校では対処困難な児童への対応、中学校では部活動となっております。これらの要因に対し、チーム学校での対応、それとか町内で統一した部活動の適正化をさらに進めることができました。改善の視点と具体的な指示ができたことが大変有効であったと思っております。

1番目5点目の質問である、長時間労働やストレスによる病休者や自死についてですが、平成28年度に1名がストレスによる病休を取りました。ただいま、きちんと現場に復帰して通常どおりの勤務をしております。29年度は長時間労働やストレスによる病休者は出ておりません。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。本町の教職員の出退勤ということですが、これは各自のパソコンで立ち上げて、それから最後にシャットダウンした時の記録で把握されるようになっております。出退勤については、校長ではなく町の教育委員会が全

て、全職員を把握されているということによろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

そのとおりでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、労働安全衛生法から労働基準法の中の第5章第42条でありますけれども、これのデッドライン、過労死ラインですね、これは60時間を超えて80時間または100時間を超えた時にデッドラインというところで、80時間を超えた先生方にとっては産業医の面接の努力義務、そして、また100時間以上を超えるとまた義務というふうになっておりますけれども、先程パーセントを教えてくださいましたが、正確な人数が分かれば、60時間を超える人数が分かれば昨年度だけでもよろしいですが、教えてください。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

ただいまの御質問ですが、本年4月の状況でよろしいでしょうか。ひと月の越えた人数ということでお答えをさせていただきます。4月ですが、町内で5名、100時間を超えております。80時間を超えた教職員が22名、60時間を超えた教職員が30名となっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。月に5名、60時間を超えた先生が5名ですか。80時間が22名、100時間超えた人は30名。すいません。もう1回お願いします。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

失礼します。再度申し上げます。100時間を超えた職員が5名、80時間を超えた職員が22名、60時間を超えた職員が30名です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

失礼しました。了解しました。このデッドラインというところなんですけれども、教

職員の3年間の出退勤のデータの記録というのは保管されてるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

保管しております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

先程言われました5名と22名、30名なんですけど。いずれもこれは中学校というところで把握してよろしいでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

それでは内訳を申し上げます。4月の100時間超えが、小学校が1名、中学校が4名の合計5名です。80時間を超えた、小学校が3名、中学校が19名、合計の22名。60時間ですが小学校が14名、中学校が16名、合計の30名となっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解をいたしました。この80時間、60時間、100時間という、毎回これは労基法によって、やはり3年間の保存もして、そしてまたこのデッドラインをしっかりと教職員の健康と命を守るために、これは毎月把握するべきではないかなと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

毎月、把握をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

毎月を把握されているということで、統計を出されてるんですかね。それで、例えば80時間、100時間を超えた小中学校の先生方にとっての、産業医の面接というのは、適切に行われていますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

この面接につきましても、校長の指導のもと面接を受けるようにしております。なお本年度ですが、産業医が長与小学校の方に月1回来るようになっておりますけども、5月24日1回目がございます、あと残り9回、それぞれ月ごとに1回ずつ予定をしておりますので、ここで産業医の面談を受けさせるということを指導をしていきます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それぞれ5月、長与小学校から始まって、いろいろ適切に行われているというところでありまして、現在、その産業医の方は1名です。それで、その面接の相談が月に1回とか、例えば、小学校中学校で8校あって、それで3、4か月に1回の所もあれば、月に1回しか受けられないところもあるわけですね。12回ですので1日にだいたい3名に限られていると思いますけれども、相談したい時に先生方がやはり相談できないという状況にあると思うんですが、その辺りはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

緊急を要する時あたりは、連絡したら都合つけて来てくれます。先日も超勤者に限らず、自主的にちょっと自分体調が悪いんですがと言ったら、連絡を取ったら来てくれますので、そういう体制になっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

連絡をしたら早急に来てくださるというところでありまして、しかし、教員の中では多忙を極めて、日頃の授業の用意から保護者の対応、それから部活というところで、自分自身が超過をしているというところの把握ができてない教職員もいらっしゃると思うんです。その辺り、健康診断及び面接というところをしっかりと町教委の方が把握をして、それは先生方にも指導をして、校長の方に言って、そして指導してもらおう。そのお考えはございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

先程から理事が言っていますように毎月データは取ってますし、それをもとに校長と教頭には確実にこの人たちはデータを取っておいてくださいと、そしてちょっと様子は気がけて見とってほしいと、それで調子が悪そうだなと思ったら声かけをするとか、そういう何重もの体制で行っておりますので。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは、何重もの体制で行ってるというところで、データは取ってるけども、80時間、100時間という、先日ちょっとお聞きしたところによると、合計の実態調査は把握していないと回答をいただいたんですが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

先日、個別の質問の件について、お答えしてよろしいですか。

先日の御質問につきましては学校の1日の全体はどうでしょうかとのことでお伺いがありましたので、学校全体のことでなくて個別は全部とっておりますが、1日の学校全体のは取っておりませんと御回答させていただいたつもりですので、1人1人については全部取っておりますので、議員の御心配なさるところではないかなというふうには思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。何かそのところは行き違いがあったと、すみません。超過勤務の縮減についてでありますけれども、このところは、1つ1つの時間がなかなか削るということはできないので、1つ1つ積み上げて縮減しないといけないという御回答を受けました。そこで超過勤務の縮減対策について、25年から開始されましたプラスワン推進運動がございますので、これが4年経過したわけですがけれども、これまでの取り組みと成果、分かれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

それでは御回答しますが、全ての学校ということでの回答ではなくて、1つの学校ということでの回答でもよろしいでしょうか、代表として。プラスワン運動が始まりまして、毎年何か1つということで行っている学校の例を挙げます。まずは、先程申し上げました退庁時間ですが、前年度の控えが学校にも教育委員会もございますので、その時間から1時間縮減して毎年帰るよというということで取り組みをいたしました。その縮減のために1つ1つの積み上げにつきましては、まず部活動について、取り組みの時間を全校一斉にするということと休日の時間を4時間以内でおさめるということ、さらに休日祝日に出勤しなくても良い、部活動につかなくても良いように外部指導者を配置したり、あるいは保護者の方に御理解をいただき、保護者の方についていただいて

部活動が運営できるような体制を整えるということで、少しずつ縮減をするような取り組みをやってまいりました。それが中学校の取り組みでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

プラスワン推進運動というところで、1時間縮減をしたり休日は4時間以内でまとめたりというところで、外部指導者も取り入れるというところでありましたけれども、これについて先程言われましたように、やはり中学校については部活動というところで、かなり時間を80時間以上、100時間以上、いらっしゃるところでありますので、長崎県教委が25年の6月から7月に1週間、教職員の勤務実態調査というのを行ったところで、そこでは小学校でも2時間以上、2時間37分。そして中学校では3時間16分というところの長崎県全体の一月辺り76時間52分という超過勤務が行われてるといふ実態調査が出ております。その辺り本町でも、そこら辺の同様なところで、超過勤務がなされていると思いますけれども、県教育委員会からノー部活動デーと定時退校日をセットにした週1回設定する取り組みの徹底を図るような指導が行われていると思いますけれども、その辺りは本町では取り入れていますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、ノー部活動デーですが、これにつきましては昨年度、教育長の諮問が校長会に出されまして、それに対して答申を出しました。その答申に対して、これを具現化するということが教育長から指示がありまして、中学校3校でこのノー部活動デーを徹底するということからまず始めておりますので、これについては、本町は長崎県の全体の呼び掛けよりも早くにそれを取り組んでおります。また、定時退校でございますがノー残業デーというのを週1回設定するというところでしておりますが、ただし定時、いわゆる中学校は16時40分、小学校は16時45分の退庁ですけども、これについては全ての学校で定時退庁に今なっている状況ではありません。これを徹底をさせていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やはりなかなかそのところを徹底するというのは難しいところだなと思いますけれども、そういう意識が必要だと思うんですね。早く帰るというところで、文科省も本年度中にガイドラインをしっかりと決めていくという策定の方針をしております。そこで地域スポーツ活性化法案というのが議員立法で今年度中に出される予定でもあります。その中で、スポーツクラブを設置いたしまして、スポーツ専門指導員というのを国家

資格で創設しようというような予定をされております。その辺り、ちょっと御存じでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これは先週か今週の冒頭に出たニュースだったかと思いますが、存じ上げております。長崎県としまして、先日、文部科学省の方から部活動指導員について、これを制度化するよにということが長崎県に下りております。この件について長崎県としては本年度中にその制度化に向けて検討を始めるということで、先日の会議の折に私の方で質問をさせていただいた折に、そういうふうな回答をいただいておりますので、それを受けて町の方でも検討を始めたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

検討されるということですけども、これは今現在の顧問の方たちが、今までしたこともない部活動を教えたりとか、また指導経験が本当に無い、そういった顧問の方、それから教員の負担軽減にもつながっていくというふうに、この部活動を学校から切り離すと言ったらあれですが、そういうことになると軽減にもつながるといふところになります。そしてまた、教員がこのスポーツ専門指導員というの、地域の皆さん方もこのスポーツ選手と同じように国家資格として取った場合、有償で指導が行われるとなっておりますので、その辺りは先生方もいろいろな御意見があると思いますが、前向きで非常に良い形で出ていくのではないかなというふうにも思うんですが、その辺りはどのようにお考えですか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

有償ということについては、まだ検討まで入っておりませんし、意見としても出しておりません。但し、この有償でやってる所が、今現在、東京都の杉並区であるとか、あるいは大阪府大阪市であるところが、今そこで取り組んでいるところだと思います。但し、それが全ての部活動には対応ができなくて、それも予算の関係だと思いますが、そこで、まだ全てには配当できてないというところは、そこにある意味、経費のところ難しいところがあるのかなと見てますので、そのところも注視しながら十分に対応できるように考えていきたいと思っております。まだ有償については考えておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

有償についてはまだ考えられてないというところで、今後の検討課題だろうというふうに思います。

それでは、今の現在の縮減問題ですね。いろいろな課題がほんとにあると思うんですが、その解消に向けて取り組んでいかなければなりません、今後の具体的な行動計画というのは、この後、策定をされるということによろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

具体的にとこのところの策定、正確なものとしてペーパーとして策定するところまで今想定しておりませんが、現在取り組んでいる19時までの退庁であるとか、あるいは部活動についての町内統一した取り組みによって、おおよそ週6時間を超えるということは解消できると考えております。今の取り組みを継続していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それは縮減に向けて、また取り組んでいただきたいと思っております。そこで、中学校の部活動の休養日というのは設定されてますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

休養日につきましては、週1回休養するということを徹底していると同時に月第3日曜日の家庭の日は徹底するというをしております。但し、正確に申し上げますと、第3日曜日に県レベルの様々な大会が設定されることがありますので、それは日を変えて休みを取るようというところで指導をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今後も本当に難しいと思いますけれども、休養日というのは必要だと思いますので、その辺り継続していただきたいと思います。それから、ストレスチェックのことは、有効性は無いというところで、それぞれ各個人の情報が把握できたとか、全体像が見えてきたとか、いろんなところであると思いますけれども、このストレスチェックというのは、働く人たちが自身のストレスに気づくということと、それから、また高ストレスで8.2%ですかね、いらっしゃるというところで、やっぱりそれも部活というところから出てるとお聞きしましたが、部や課で少集団で集計を取って分析し、職場環境の改善につなげる必要があると思うんです。そして、働きやすい生き生きとした職場環境を部内で有効的に活用していくというところが重要だと思いますけれども、このストレス

チェックに関しましても全員がしているわけではないと思うんです。その辺りはいかがでしょうか。できない方もいらっしゃると思うんですが。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

全員対象でしたので。個人個人でパソコン入力することによってデータが来るというような、それを集計したのをこちらがある程度もらえるという状態であります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

全員が実施をして、それを把握されてるところですね。そこを有効活用、今後していただきたいと思っております。早目の早急なる、やはり見つけて、病休者を出さないような形でしていただきたいと思います。この病休者につきましては、先程28年に1人いらっしゃったというところで、現在は復帰をされてるところなんですが、今後そういった病休者に関しましても、ひどくなる前に産業医の指導をしっかりとしていかなくちやいけないというところで、今後もそのような継続をしていただきたいと思えます。それから、本町の労働安全衛生管理者というのはどなたになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

町内のそれぞれの学校の安全衛生管理者ですが、校長が管理者になっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

教育長ではなくて各学校の校長が責任管理者、健康責任管理者になっているというところですか。長崎市と西海市というところが、教職員の労働安全衛生管理というところで、労働安全衛生推進委員会というところを設置しております。そして月に1回、教職員の安全のための会議を行ってるところなんですけども、本町でも労働安全衛生委員会の設置というのは前向きに、お考えはないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

安部議員に申し上げます。本町ですか、それとも学校に向けての質問ですか。学校でしよ。

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

各学校には安全衛生推進委員会というのがございまして、月1回会議を開いて、全ての教職員の安全であるとか、全ての安全あるいは衛生上の良好な環境を作るための、そ

れを推進する会議をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

その衛生推進会議というのは、毎月実施をされてるというところなんですね。了解いたしました。今後質の良い形で、教職員の質の良い教育というものを提供していただくために、教職員の健康管理というのを徹底を図って、働きやすい職場環境づくりに従事していただきたいというふうに思っております。

それでは、男女育児休暇取得率の向上についてお伺いいたします。先程26年度から28年度までの実態調査を教えてくださいけれども、やはり男性というのは過去に2名の育児休暇を取ったけれども3年間は無いというところでお答えがありました。その理由としては認識が低いということと期間の代替職員などが無いとか、いろいろ仕事への復帰への不安とかいうところでお答えをいただきましたけれども、公務員の育休は最長で子供が満3歳になるまで取得はできます。その間、育休中は無給でありますけれども、満1歳になるまでは共済組合から給料が6、7割出るというところでもあります。そして、県の調査で2016年の育休対象者は320人でありましたけれども、うち取得率は4自治体だけのたったの5名だったというところで、非常に少ない状況でありますので、先程の御回答にありましたけれども、男性の育休取得の意識改革が必要だと思いますけれども、その辺りは本町ではどのように考えますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今、各種休暇等につきましては育休も含めてですけど、ポータルサイト等に掲載をいたしまして周知を図っているところがございます。今後もこの周知に関しましては行っていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

周知をしっかり図っていただければなりませんけれども、茨城県の龍ヶ崎市の市長は市役所自体が全体が変わらなければ変わっていかないというところで、市長自ら育休を取得をされております。そこで1歳以内の職員を集めて座談会を開催して、例えば社会保険料の免除などの制度の徹底を図っているというところでもあります。その結果100%の達成を行ってます。育休取得のですね。その子育て応援都市宣言の導入というのはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

その導入の都市宣言というまでには、本町としては考えておりませんが、その制度の、例えば給付関係の制度等は周知していった育休取得に努めていきたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

子育て応援都市宣言なんかは前向きに、やっぱり今までこういった前例が今まで無いからと言って、前向きに取り組んでいかなければ、このワークライフバランスなんかもその推進が行かないわけです。その辺り、子育ての、職員などにしっかりと把握をしていくということが必要だと思います。それから、また収入減の問題についても、例えば6、7割は共済の方から出る、それでもやっぱり低くなるというところで、なかなか取得が困難になっている、躊躇をするというところがありますけど、その不足分は町独自の予算で補填をするなんかは考えはないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

今のところ、そのような考えはありません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今のところ考えは無いというところなんですけど、取得がしやすいような形でやっぱり今後図っていかなくちゃいけないなと思うわけです。それで例えば、育休取得についても、休業中の男性の代替要員なんかも、政府が行った調査では代替要員の確保が難しいというところで71.3%の率が出てるんです。休業賃金の保証についても35.3%、また、男性自身の育休取得率の意識の無さというところで49.6%という調査の結果が出ておりますけれども、そういった1つ1つの代替要員の確保でも、前向きに一步一步取り組んでいく必要があると思いますが、もう一度お聞かせください。今後の取り組みの対策を。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

町長の答弁にもありましたとおり育休制度の改正と、職員定数の増をしていただいております。この辺で、まずはマンパワーの充実をして、人も増えて育休の取りやすい環境をまずうちの方で作っていかないといけないかなとは考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

例えば、フランスでは2週間の父親産休を導入して、新生児の父親が約7割が取得をされております。スウェーデンでは男性育休取得率が約8割となっているんですけども、その結果、出生率がやはり1.5から1.8人に増加しているというような結果も出ております。例えばイクメン促進、日本ではイクメン促進でイクメンチャレンジ休暇制度というのを導入をしてありますけれども、これも、取った方たちは育児の大変さをよく認識をできたとか、例えば、早く帰る努力をすることによって結果的に仕事の生産性が向上ができたとか、配偶者にとってもすごく良いことですし、その仕事の生産性に考えても向上してるわけです。そういう面からとって男性の子育ての、イクメンですね、そういったところで1つ1つ能率を良くしていく、職場全体も確保して良くなっていく、そのような今後の、もう一度取り組み、お考えをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

議員の言われることはほんとよく分かります。育休を取りやすい環境が整っていたら取ろうかなと思う職員もあると思うんですけど、やっぱり、一応男性、主たる給与者になったら、先程答弁でもあったように収入、所得、そういったのとか、あるいは昇給、昇格そういった面までやっぱり心配が出てくると思うんです。そういったのをきちんと担保してやらないことには、これはなかなかこちらからも取れますよ、取らんねとかなかなか言えないこともあって、一応こういう育休は取れるというのは、皆さんにはお知らせはしますが、ここがなかなか難しいところだと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

総務部長が言われるのは分かるんですけども、そこを1つ1つ改善をして、本町は育休、イクメンの自治体だというふうな宣言を行うというのが重要だと思うんです。それによって、1つ1つ可能になっていくのかなと思いますけれども、そこで自主宣言登録なんですけども、現在191団体が賛同して、長崎県では13の自治体が自主宣言登録を行っております。そこでこの自主宣言登録なんですけども、先程前向きに町長もこの実施を今後していきたいというようなお答えをいただきましたけれども、その自主宣言を行って、皆さんホームページの中でも載せてあるんですけども、そういったところで1つ1つ目標を上げる、例えば、対馬市では出産補助休暇取得率100%というのを上げてます。雲仙市では配偶者出産休暇取得率70%以上という目標を掲げております。そしてまた、時津では引き続きスムーズにする、休みやすい環境づくり。佐世保市では仕事と家庭の両立の後押しのための制度周知に力を入れる。こういったところで1

つ1つ自治体が目標を掲げて、自主宣言登録を行ってイクメンを進めていきましょうというような取り組みを行ってるんです。その辺り、町長いかがでしょうか。前向きな。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

長与町はイクメンは多いんですけども、なかなかイクメンというところまでいかないのが実態でございます。ただ、今言いましたように長与町は実態的に少しずつ変えていっています。今、総務部長が言いましたように日本人の気質といいたいでしょうか、例えばイタリアとかフランスとかスウェーデンとか、ああいった先進国は、特に北欧の場合は人数も少ないですし、社会保障というところでそういった形の成り立ちでたっている国です。日本の場合はまたちょっとそういった面での国民的な違いがあります。その中で、日本人の中でそういったイクメンというものを追求していくということの中で、随分、町としても、これがこなれてきていると思うんです。なぜかと言いますと、1つはやっぱり男性と比べて女性の方が増えてきてるんです。職員の数も随分増えてきています。今、お産休暇ですということも、随分私になってこの5年間で変わってきています。そうすると、自然とそこに連れて男性の方の気持ちと言いたいでしょうか、それも変わってくると思うんです。それは自然とナチュラルに変わっていく、それが大事だと思うんです。いっぺんに変えるということじゃなくて、そういった中で実際に夫婦で子どもが生まれて、じゃあどうしようかというところから始まると思うんです。例えば、保育所等や幼稚園が一体になった、そういった一体化をしていく、ところがその中で子どもを預けるとなった時に、どうしても日本の場合6時までということになってくる。ところが、我々の公務員ではそうですけども、他の一般の会社では7時、8時まで働く。そういったところの中で、じゃあどう変えていくかとなった場合にはやはり男女が話をして、だんなさんも取ろうよ、取らないとできないねというようなことになるかと思うんです。そういった面では、まだ公務員の場合は取りやすいですね。そんな長くまでの労働時間じゃないですから。そういう中で、やはり長与町としても努力しながら一步一步その辺りを確立していきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

やはりこういった子どもを育てる上では自治体もそうですけども、企業も取り組みもそれぞれみんなが男性も女性もみんなが、やっぱり意識改革をして、そしてまた社会保障が充実をしとかなないと、そここのところが財源の問題もありますので、そういった取りにくいというようなところもありますけれども、自治体としても前向きに主体的に、よそよりも企業よりもうちはやっぱり宣言をして、そしてイクメンに取り組んでいこうと、先程イクメンは多いけどイクメンは少ないとか言われましたけど、それはもう本当に冗

談抜きにして、イクメンをしっかりと長与町から促進をしていくというところが実現可能な取り組みとなって、町の発展と企業の促進のために男女共同参画の推進にということにつながると思いますので、男性の育児休暇取得の向上に向けて、子育て支援の取り組みをしていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

（散会 16時00分）